

平成24年度 各会計決算審査特別委員会（第2日目）

- ◎ 招集年月日 平成25年9月26日（木）
- ◎ 招集の場所 知内町役場 議場
- ◎ 開会日時 平成25年9月26日（木） 午前9時30分
- ◎ 閉会日時 平成25年9月26日（木） 午後3時37分

◎ 出席委員

1番	西山 和夫	5番	谷口 康之
2番	木村 一	7番	敦澤 良子
3番	山田 顯	8番	吉田 峰一
4番	松井 盛泰	9番	森永 勉

◎ 欠席議員 なし

◎ 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した説明員

町 長	大野 幸孝	広報調整係	堂前 哲也
副町長	網野 真	主幹兼民生係長	福井 誠一郎
総務企画課長	手塚 恵一	保険係長兼衛生係長	松本 泰之
総務企画課政策室長	小田島 伸二	介護保険係長	佐藤 雅明
生活福祉課長	大野 樹	主幹兼農政係長兼国営土地改良係長	田中 志津夫
産業振興課長	藤谷 亘	商工係長兼労働係長	野戸 早苗
建設水道課長	佐々木 孝幸	林政係長	三原 知明
出納室長	大館 光晴	水産係長	森永 茂
教育長	田中 健一	土木係長	佐藤 和人
教育次長	村上 芳二	建築係長兼管財係長	小嶋 隆
給食センター長	(村上 芳二)	管理係長	鳴海 英人
高校事務長	松崎 輝幸	総務兼学校教育係長	長谷川 将之
スポーツセンター長	上村 政美	社会教育係長	佐藤 正登
総務係長	帰山 亮一	代表監査委員	村上 壽
財政係長	佐藤 辰治	監査委員	泉 政栄
税務係長	西野 俊一		

◎ 本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	村上 義久	議事担当係長	野戸 英二
--------	-------	--------	-------

平成24年度決算審査特別委員会議事日程

(第2号)

平成25年9月26日(木) 午前9時30分開議

日 程	議 件 番 号	議 件 名
第 1	認定第1号	平成24年度知内町一般会計歳入歳出決算認定について
第 2	認定第2号	平成24年度知内町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
第 3	認定第3号	平成24年度知内町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
第 4	認定第4号	平成24年度知内町農業集落排水施設整備事業特別会計歳入歳出決算認定について
第 5	認定第5号	平成24年度知内町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
第 6	認定第6号	平成24年度知内町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
第 7	認定第7号	平成24年度知内町水道事業会計剰余金の処分及び決算認定について

● 開会宣言・開議・議事日程

◎ 委員長(谷口康之)

皆さん、おはようございます。

只今の出席委員数は、8人です。

定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付の通りです。

● 認定第1号 平成24年度知内町一般会計歳入歳出決算認定について

◎ 委員長(谷口康之)

日程第1、認定第1号、『平成24年度知内町一般会計歳入歳出決算認定について』を議題とします。

昨日の審査に引き続き、審査を行います。昨日、主要施策、事業等までの説明が終わっておりますので、これから質疑を行います。

質疑の方法は、歳出から先に各課毎に行い、次に歳入は一括質疑を行いたいと思いますが、ご了承願います。

これから質疑を行います。決算書の事項別明細書及び主要施策事業の質疑については、必ず、資料のページを示して、質疑をされるようお願い致します。

最初に総務企画課関係の質疑を行います。

1 款議会費、2 款総務費の3 項戸籍住民登録費を除く総務費、7 款商工費の4 目公園管

理費、9款消防費、12款公債費及び13款予備費です。

主要施策説明資料については、1ページから2ページまでの質疑を行います。

質疑はありませんか。

1番、西山委員。

◎ 1 番（西山和夫）

消防の関係でちょっとお尋ねします。防災管理者の責務ということで、建物、面積等によって、防災関係の責任者を置くということになってはいますが、その中で、管理にかかわる消防計画の作成届出が義務化されております。これの内容と、計画で消防に提出義務がありますので、その届出書があれば、是非、提出いただきたいと思っておりますけれども。

◎ 委員長（谷口康之）

お諮り致します。今、1番委員の方から資料の提出が求められましたけれども、どういたしますか。提出求めますか。賛成ですか。ちょっと休憩を致します。

（ 休憩 午前 9時33分 ）

（ 再開 午前 9時33分 ）

◎ 委員長（谷口康之）

再開を致します。

1番、西山委員。

◎ 1 番（西山和夫）

町長に広域組合のことで、消防の部分だけですけれども、ごみの部分は除いて、消防関係で、いろいろと一般質問なり、機会ある毎に質問させていただいて、参与としてどういう方向でいくのか、また、どういう思いで議論していたのか、その辺、今までの経過、お尋ね致します。

◎ 委員長（谷口康之）

先に町長の方から答弁もらった方がいいですね。

大野町長。

◎ 町 長（大野幸孝）

今、消防の広域の関係でのご質問、前回から委員の方からご指摘いただきましたものですから、私、その都度、参与幹事会の時点で、私なりの考え方、そして、地元の議員の皆様方がこういう発言があるんですよということを言わせていただいております。それで、先般、一般質問をいただきました上雷地区の交通事故、この態勢を指摘いただきましたので、直ちに参与幹事会にも話をし、消防長の方にも話をさせていただきました。その取り組みとして、すぐ署長会議を開催していただいて、現在のマニュアル、これを見直して、西部四町での対応を瞬時にできるような要項の見直しをしているということを聞いております。それから、西部四町だけで間に合わない部分については、隣町の要するに北斗市、函館市への要請もこれは1つの北海道のマニュアルとして示されておりますので、ただ、残念ながら、今、渡島西部広域としての取り組みがされてきていないというか、その辺の意識がなかったというか、今までそういう大きな事故等の発生もなかったということも1つの要因だろうと思っておりますけれども、ただ、これだけ高速道路が開通して、そして、広域観光ということをして1つの渡島西部の方向性として示している中で、そういうこともやっぱり今までは今までとして反省すべきじゃないかということをやらせていただいて、その態勢も構築されたということ聞いております。そんなことから、もう少し本部としての役割をきちんと担いなさいと、そんなことも言わせていただいているところであります。今の状況は、そういうことでありますので、ご理解をいただければと思います。以上です。

◎ 委員長（谷口康之）

1 番、西山委員。

◎ 1 番（西山和夫）

消防関係、いろいろ議論して参りました。その中で、大変、厳しい言い方でしたけれども、消防長を変えろという話や、脱退したらどうなんだという話もさせていただきました。そういう中で、今、これ議員必修で随報という、これに載っていたんですけども、選択枠を広げて、一部、事務組合に議会を置かず、構成団体の議会が直接一部事務組合の議案を審査し、審議する組織形態の導入を可能としたことと書いてありますよね。要するに、広域はそのまま残すと。ただ、我々の肝心の消防の地元ですから、まして、地元の議員全員が議論できるわけではないですから、そのための一部、そういう組織としては残しても、そういう構成団体ですか、構成団体の議会が直接、一部を審議できるという、そういうスタイルにもなっているようなんですよね。選択肢があるんですよ、いろいろ。ならば、そういう形態にして、それらを導入して、我々がいろいろ消防に関するいろいろな苦情もありますから、そういうものを審議しながら、消防署長になるのか、その相手は分かりませんが、町長を交えて、当然、大手を振って所管もできるようになるだろうし、やはりそういうスタイルにして、地元は地元で守るという意識を高めていかないと、今の広域の中では、広域に出れば、それは地元に戻ってやれとか、いろいろ以前、共産党の方々から聞いた話もありますので、そういう話の中で、果たして、広域が馴染むのかという疑問を持っていましたので、私も当然、そう思いますし、ある意味、こうやって町民からいろいろ苦情ができれば、本当に広域でない議員というのは、そしたらそれをどこで吐けばいいのかという話になりますので、やっぱり率先して、我々、10人の議員が消防でも何でも要するにこの場で議論できるんだという態勢を構築していくべきだろうと考えていますので、是非、その辺は強く、もう来年からでも即やっていたいただければありがたいなと思いますけれども、その辺、参与としてどうでしょうか。

◎ 委員長（谷口康之）

町長。

◎ 町長（大野幸孝）

今のご指摘、以前からずっと言われていまして、私もその本部の先ほどちょっと言いました。本部としての役割というのは、どうあるべきかということであります。1つ例を挙げますと、中ノ川地区でうちは今、防災計画を作成させていただいて、粛々と消防施設、それから、火災等のあった場合のそういう住民の皆様方に不安を与えないようなということで、消火栓の設置やら防火水槽の設置、これは年次計画でもう既にやってきている状況であります。ただ、今までは、その水利がなかなか要するに対応できないもの、すぐ木古内から要請すると、木古内が来ていただける。それから逆にですよ、うちが要するに建川地区、木古内に新道等で火災があった場合に、うちから出られる態勢を私はもう構築されていると思ったんですけども、それが残念ながら、構築されていないということを聞いて、ちょっと啞然としたところもあるんです。一例でありますけれども。そういったことも含めながら、それとこれは消防職員の採用の部分でもですね、なかなかままならない。要するになぜかという、私は参与幹事会の際に話をさせてもらったんですよ。各署が救急救命士を採用したいということで、今、計画をしています。私もできれば、一般職よりもこれから高齢化が進むことによって、3年間、やっぱり専門学校でそういう知識を持った人を採用できればという考え方は、私はまだ捨てておりません。ただ、残念なことに、やっぱり学校を卒業した子どもたちというのは、やっぱり大都市に就職をしたいというこ

とで、なかなか渡島西部で救急救命士を抱えられない状況になってきていると。そんなことからですね、要するに今、国家試験を受けることが要件でありますから、あえて、広域での職員の試験はやるべきじゃないだろうと。やらなくてもいいだろうと、そんなことも言わせていただいて、今、渡島西部の救急救命士の採用では、学科試験を免除ということにさせていただきました。そういうことであってもなかなか確保できないということがあるものですから、そうすると、その1つの要因というのは、今、要するに財政再建と称して、職員の給与を削減している自治体があるんです。だから、私は参与幹事会に言ったのは、広域というのは、1つの組織なんですよと。確かに自治体で行政の職員の給与を削減して、消防職員も削減をしないというのは如何かという住民の意見はあるにしても、1つの組織として運営されているのであれば、それは認めてやらなければならないですよと、そこが1つの大きなネックでもあったんです。というのは、当然、卒業されて、給与が減額されるところに、当然、就職したくないというのは当たり前話であります。そんなことから言うと、うちはそういう今、職員の減額というのはやっておりませんから、そうすると、広域であって、知内町消防職員として採用する、希望する人がいるんですけども、広域でやっているものですから、なかなか手を挙げてもらえない、1つのそういう原因もあるんです。だから、今、言われるように、いろいろと課題はあります。それは私なりに今、考えさせていただいております。そんなことから、今、すぐ来年から要するに地域でどうか、議員の皆様方の議論をできる体制をとという今、発言でありましたけれども、その辺をもう少し、もう少しと言いますか、私なりの今、考え方をさせていただいておりますので、本部の方、それから、広域の一員ということの中で、ただ、今、制度的にということで、ちょっともう少し勉強させてもらいますけれども、そんなことも含めて、ちょっと時間を貸していただければと思っています。ただ、思いは、私きっと1番議員と同じ思いだと思っていますので、更なる地域の住民の皆様方の生命、財産を如何に守る組織にするべきかというのは、私もそんな形で今、考えさせていただいておりますので、ご理解をいただければと思います。以上です。

◎ 委員長（谷口康之）

西山委員、資料来るまでまだ時間が掛かるようですから。

どなたか違う質問ありますか。どなたか、総務企画課関係で質疑ございませんか。違う内容ですか。

1番、西山委員。

◎ 1番（西山和夫）

今の資料と多少関連してくるんですけども、津波の関係で、一般質問して、海岸線、自分なりに浜回りしてみても、危険な箇所ここですよということで、涌元地区、特に股瀬のところをご指摘をさせていただいたんですけども、残念ながら、昨日も一般質問ありましたけれども、看板等の設置等はこれからということになりますけれども、ただ、町長自体が風化したんじゃないかなという、これだけやっばり期間あるわけですから、その都度、こういう動きをしていますよという、我々にはなかなか伝わってこない部分、多々あるんですよ。それで、町長、どう考えているんだということになれば、我々も返答しようがないですよ。質問はしても、北海道の基準に則って、それなりの防災マニュアルを整備して、これから執行、どういう執行するのか分かりませんが、いろいろ考えを模索しながら検討をするという答えはいただきましたけれども、そのあと、この看板だけなんですよね。見えてきたのは。ということになって、要するに町民自体はもう自分の回りはほとんど風化しています。正直なところ。もういいべや、津波、まして、ここは来るところ

ではないという昔からの感覚があるものですから、やっぱりそれがぼつと降ってわいたように発生しましたけれども、それがもう既に2年足らずで風化してしまったという状況は、見過ごせないだろうと思うんですよね。それで、我々がたとえ風化しても、町長だけは、やっぱり町民全体を考えて、安全対策、やっぱり命を守るという責務があるわけですから、町長自体が風化しては困るんですよ。一番。ですから、町長だけには、常にどうなのかという発信、事ある毎にやっぱりこういう方向性で考えているとか、いろいろと策を我々に示していただければ、町長の姿勢という、そういう防災に取り組む姿勢というのは、伝わってくるんですけれども。もう本当にしつこいようなんですけれども、町長も風化してしまったんでないかなという、そういう見方する方もいます。当然、私もそう今のところ見ざるを得ないような状況ですから、その辺で改めて、津波に対してどういう思いなのか、町長の考えをお聞きします。

◎ 委員長（谷口康之）

町長。

◎ 町長（大野幸孝）

町長自身、風化しているのではないかというご指摘でありますので、これは真摯に受け止めたいと思っていますけれども、ただ、私は私なりに要するに今、言われましたように、町民の生命、財産を守るというのは、もう行政の最大の責務であります。これはこの立場に就かせていただいてから、それは変わっておりません。ただ、残念ながら、今、ご指摘のとおり、町民の皆様方にそういう津波の部分、それから、今の3.11を受けたあとの知内町民をどういうふうにするんだということが示されていないということのご指摘でありますけれども、ハザードマップ実は作らせてもらいました。これも議員から確か、どういうふうになっているんだという指摘を受けながら、要するに態勢を整えたという、私もそれはですね、すごくもう少しスピード感を持ってということが必要だったんだろうという反省を今、踏まえております。そんなことも含めて、今、看板の設置をさせていただきました。これも1つのハザードマップを作らせていただいて、それに連動する話であります。それから、各避難所への備蓄の問題、これも今、年次計画でやらせてもらいましたし、今回の一般質問でも指摘をいただきましたので、これは粛々と進めさせていただければと思っています。それで、一般質問のときもお話をさせていただきましたけれども、町民の皆様方の意識をやっぱり危険なんですよと、こういうことがあるんですよということをやったり風化させないためには、やっぱり防災訓練というのは絶対必要なだろうと、そういう意識であります。そんなことから、平成26年度、ちょっと先般もお話しさせていただきましたけれども、各町内会毎にこれは訓練をやるべきだと、私なりの判断をさせていただいて、もう今、担当の方に新年度予算、そういう形で組めということも指示をさせていただいていますので、今、ご指摘をいただいたもの、そして、住民の皆様方がそういう感覚をお持ちの方がいるということであれば、反省をさせていただいて、今後、そういうことのないように前向きに取り組んでいきたいと思っていますので、よろしく願い致します。以上です。

◎ 委員長（谷口康之）

1番、西山委員。

◎ 1番（西山和夫）

トップがやっぱり管理職全体を巻き込んでですね、やっぱり防災体制、町民の安全、安心、財産を守るというやっぱり1つの責務を持って、それをやっぱり町民全体に知らしめるという、そういう広報の仕方も新たに必要ではないかと思っておりますので、これから防災訓

練もいろいろ手をかける予定でありますので、是非、その前にも一言、広報なり等で町長の考えをお示しいただければありがたいなと思っています。それと、昨日、一般質問があった小谷石の通行止めの件なんですけれども、通行止めがかかっても出入りしていたという話がありましたけれども、8月の大雨の災害で、要するに小谷石に、さっき、ちょっと資料、8月の行政報告ありましたよね。その内容を見ればですね、通行止めがかかった後も通っているような時間帯があったような気がしたんですけれども、通行止めがかかれば、たとえ、役場職員でもその間を通行するということは不可能だということなんでしょう。それはいいですね。理解していいんですね。

◎ 委員長（谷口康之）

総務企画課長。

◎ 総務企画課長（手塚恵一）

ご説明致します。道道の小谷石線の通行止めなんですけど、原則的には、今、おっしゃるとおりで、通行止めがかかった場合は、管理者が現地確認のために見回るといふことしか実施できないことになっております。ただ、今回、8月の大雨に際しましては、小谷石地区に避難勧告を出したということもありまして、どうしてもそのためには、職員が現地に行って、対策、指示、誘導等もしなければならぬ、また、食糧も搬送しなければならぬということもありまして、やむなく北海道の方に、道路管理者の方の北海道に依頼をして、何とか避難勧告にあたる職員だけについて、通行をさせていただいたということになっております。

◎ 委員長（谷口康之）

1番、西山委員。

◎ 1番（西山和夫）

6時10分なんですよ、通行止め。そして、今、課長が言うように、6時30分には12名が小谷石へ出勤と書いてある。通ったということなんです。今、言うように。だから、それがそもそもどうなんだということなんです。要するに13時でしょう。大雨警報発令されたのは、よくパターンの聞くのは、要するに通行止めした期間を土現なり、開発なりの担当者が要するに入るといふのは、危険な箇所を再度、確認をしながら情報を提供するという、そういう役割の人は、当然、その区間には入りますよね。けども、小谷石の今、食料とか配るのにといふお話でありましたけれども、そのために通れるんですか。万が一があったら、町長が責任を取るんですか。その辺なんですよ、やっぱり我々が危惧するのは、私もちょっと強引なところありますので、あいまいなんかで小谷石が通行止めがかかったときも過去にそういう経験があります。非常に反省していますけれども、やっぱり自分でないですよ、責任取るとはいえ、自分でないですよ、何かがあったときは、やっぱりほかに迷惑がかかるということで、今回の場合はやっぱり町長だと思うんです。最高責任者がやっぱりその責任を問われるんだろうと思うんですよ。だから、やっぱり時間帯が余裕というか、結果論ですから、こうやって数字を並べれば、結果論として空白地帯があるわけですから、そのときに判断をして、ある程度のものは備蓄して、そっちに届けておく、そして、通行止めの情報というの、多分、役場には入ると思いません。何時何分通行止めをかけますという、その前座にやっぱり手を打って、速やかに通行止め期間はいかなる場合でも、通行はさせないと、認めないという態勢が必要なのかなという気が昨日ちょっと聞いてて思ったんですけれども、その辺、どうですか。

◎ 委員長（谷口康之）

網野副町長。

◎ 副町長（網野 真）

只今のご質問について、ご説明させていただきます。まさしく委員おっしゃるとおりというふうに思っております。それで、当日8月23日、私、現地での責任者ということで待機しておりまして、実は今、大雨警報のお話でしたがけれども、大雨警報は確かに早い時間帯から出ております。そして、実際に私も1回目現地に入ったのが、確か午後2時少し前かなというふうに思っています。そのときも相当強い雨、ちょうど12時から2時までの2時間で、およそ100ミリ降っていますから、相当強い雨でありました。それで、1つ懸念したのは、その前の8月9日も小谷石地区、結構、雨が降っていたという状況があります。それで、実は8月23日に関しては、本町地区は余り雨が降ってなくて、涌元で少し降っていて、小谷石に行くと、全く別世界という状況でありました。少し大雨警報は出ていたんですけども、現地の情報を収集しながら、静観していたんですけども、様子を見ていたんですけども、その後、4時過ぎに小谷石の上の沢地区で少し山が崩れてきているという情報が入りまして、私も4時半頃だったかと思います。5時近くですね、現地へ入って、現地を見て、町内会長とも現地でお会いをして、これは避難していただくという手はずを整えなきゃいけないということで、実は町内会長と相談をさせていただきました。それで、5時半近くに役場の方に戻りまして、避難勧告を出さざるを得ない。それで、町内会長には役員を含めて、その態勢を取っていただくようにして、合わせて、総務課長の方のうちの方も役場としても避難場所、あるいは、食料の買い出し、それらの準備を整えるように指示をしました。それと、相前後して、実は建設管理部の方から道路管理者としての通行止めをそう遅くならない時間にしなければならないということがあって、実はその辺の中で、時間的にどうしても通行止めまでその態勢を整えるのが間に合わなかったという、今回、そんな事情があります。それで、その点については、我々ももう少し早い判断をしながら、今、委員おっしゃるとおり、道路管理者として危険を察知して通行止めするという場合にあっては、やはり私どももそれに間に合うような態勢を整えながら、今後、態勢を組んでいかなければならないのかなというふうに感じています。以上です。

◎ 委員長（谷口康之）

1番、西山委員。

◎ 1番（西山和夫）

今、副町長からの答弁で、女房役ということでは大変、自分もそうするべきだなと思っておりますけれども、ただ、いろいろと場面を想定して、大雨、海の方は大しけ等で通行止めのかかる箇所でありますので、大雨のときは、せめて、海は使えるんだから、浜の方と組合の方と協定を結びながら、何かあるときは、物資を船で運ぶだとか、やっぱりそういう想定もしながら、今後、来年、いろいろと避難訓練もするようなので、そのときに改めてまたマニュアル等、見直して、整備していただければありがたいなと思います。

それと、さっきの資料、自分まだ見ていませんけれども、要求したというのは、消防計画の中でいろいろあるんですよね、例えば、こういう工事中における安全対策、あとは、自衛消防訓練の定期的な実施、地震、大雨等の発生時の自衛消防対策だとか、いろいろとネットを調べればあるんですよね、計画の中に載せるべきもの。この中で、以前から津波、じゃあ、この避難誘導はどうなっているんだということで、前総務課長のときからずっと言ってきて、今回、係の方から聞いたら、ようやく管理職にはまだ上げている段階ではないけれども、下の方で今、詰めていますよというお話を聞きました。じゃあ、火災のときにどうなんだという話になって、現実、この消防計画の中にそれらを網羅するべきなんです、本来は。やっぱり法定で決められている避難訓練、実際ありますよね、この計画で

はどうなっているんですか、資料では。私、見ていませんけれども、毎年1回やることになっているんでしょう、やるような計画、まして、それ結果報告しなければならないんでしょう、消防署に。報告義務あると書いてありますよ。

◎ 委員長（谷口康之）

総務企画課長。

◎ 総務企画課長（手塚恵一）

只今配付した資料について、ちょっと説明させていただきます。今、おっしゃった訓練につきましては、計画の中でも年1回ということで謳ってございます。これはいついつ実施しますという連絡は消防の方とは連携をしてやることになってはいますが、結果については、特にこういう状況でしたというのは、訓練をやるという届出だけです。それと、先ほども言いました、火災、それから、津波、地震については、今、配付の資料の通り、一応、各職員の方には、周知しております。火災の場合の担当、地震の場合の担当、津波災害の恐れのある場合の担当ということで、周知をしているところであります。それで、実際の通りにいくかどうかというのは、やっぱり実際に訓練をしてみないと、これが最適なかどうかというのは分かりませんので、今後、訓練を通して、訂正が必要であれば、またこれに訂正を加えて万全なものにしていきたいというふうに思っています。以上です。

◎ 委員長（谷口康之）

1番、西山委員。

◎ 1番（西山和夫）

町を預かる立場の人間、皆さんそうですよね、管理職、また、係長、係、いろいろ全体で町を預かって、いろいろなサービスを提供したり、安全を守ったり、やるわけですよね。それが後手後手に回る危害がある。まして、これからいろいろと質疑の中にも出てきますけれども、マンネリ化というのは変ですけども、何か役場の職員だけの世界みたいな感じで、外部から見たら、これ変でしょう、あれ変でしょうということ、多々ある。今回だってそうでしょう。津波だって。あれほどやれ、やれと言ったのに、なかなか動いてくれない。ようやくですよ、2年間。それもふた空けてみれば、消防にもあるんだと、消火訓練、要するに点検だとか、いろいろあるわけでしょう施設の。それは届け出るでしょう。いつやったか。だから、いろいろそういう不備を見過ごしている。一番、生命を守るですよ、要するに過去に報道等でありましたよね、役場に来た町民が放火をして、死亡したのか、丸焼けになったという、役所がね、そういう事例もありますよ。そしたら、そのとき誰が声かけて、誰がどういう誘導をするのかという、全然、根本がない。まして、この橋の指摘をさせていただいて、これは安全なのかということで、安全だそうですよ。14年に南西沖地震のときにちょっと手を加えたそうですよ。なぜ、それがすぐ出てこないか、不思議でしょう、町長。それだって委託調査かけたんでしょう。かけた分、無駄な調査でしょう。過去にやっていて、安全だというのであれば、何もかける必要ないでしょう。忘れていたのか、記録がなかったのか、記録があったから分かったんでしょうけれども、どうも管理職ですよ、管理職。議会でやっているわけですよ。過去にそういう事例があるのであれば、その時点で直しましたから大丈夫ですよというような答弁が返ってくればそれで終わりですよ。まして、避難誘導、その橋を使わないで、結果分かる前ですよ、橋を使わないで下から逃げる、車庫の方からです。そういう想定もしてたらしいですよ。普通、考えられますか。真っ先にやっぱり入口があるわけですから、まず、入口を万全にして、入口から避難をさせる、それが先決だと思うんですよ。それが、今、どういう状態にあるか分からないから、とりあえず、下から逃がしましょうという話なんだと

思いますけれども、結果論として、ここが安全だということが分かりましたので、ここから避難させればいい話なんですけれども、ただ、いろいろな想定、装備に関する物品に対する、そして、気構えの問題、安全意識の問題、町長、欠けていると思いませんか。

◎ 委員長（谷口康之）

大野町長。

◎ 町長（大野幸孝）

今、ご指摘を受けたもの、私なりに今、整理をさせていただいて、今、指摘のものについて、反省すべきことはあるのかなという意識あります。それで、先般もというか、前段にもいろいろと危機管理の部分、それから、町民の生命、財産をどう守るんだと、行政のトップとしてどうするんだということと、職員としての意識がどうなんだということも指摘されておりますので、その辺については、今後、対応をしなければならないというか、そういう考え方を今の時点ではさせてもらっていますけれども、これをちょっともう一回、内部で検討をさせていただいて、そういう議員の皆様方、そして、町民の皆様方に不安を与えない組織として、どうあるべきかということ再度、検討をさせていただければと思います。以上です。

◎ 委員長（谷口康之）

1番、西山君。

◎ 1番（西山和夫）

次ですね、職員の障がい者の雇用なんですけれども、障がい雇用の法の中で、国・地方公共団体等ですか、法定雇用率25年改正で、2.3パーセント、これ担当からクリアしているというお話をいただきました。その中身的には、あえて伺いませんけれども、これからの人事の雇用に対してですね、やっぱり障がいといえども、知的障害だとか、いろいろと障がいの程度が違いますけれども、やっぱり障がいを持っていても、使い方でのいろいろな部署に配置できるんだろうと思っています。そういう意味で、やっぱり自治は率先して、この2.3パーセントにこだわらず、やっぱりもう少し枠を広げた考えの中で、雇用態勢を取るというのが、ベストだと思っているんですけれども、その辺のとりあえず、今、どう思っていますか。

◎ 委員長（谷口康之）

大野町長。

◎ 町長（大野幸孝）

今の障がいをお持ちの方の要するに職員採用ということでご指摘でありますので、人事の関係でありますので、私の方から答弁させていただきますけれども、実は先般、今、教育委員会で障がいをお持ちの方のモデル地区として、要するに今回手を挙げさせてもらって、そのときにもいろいろと議論が出ました。そういう人方をどこまでサポートするんだということも議論がありました。ただ、その出る前から、実は内部でいろいろと検討をさせていただいたところでもあります。それで、今は率というのはクリアされているということでありますが、そしたら、将来的にどうするんだということも、当然、内部で今、検討されて、これからの要するに職員採用の中で、どういう人を採用できるのか、これは今、それはきちんと対応しなければならないという意識の中で、やらせていただいて、検討をさせていただいておりますので、ご理解をいただければと思います。以上です。

◎ 委員長（谷口康之）

1番、西山委員。

◎ 1番（西山和夫）

今、町長が言われたように、インクルーシブですか、教育長、先般、議会の中で事業提案をされて、これからは、障がい者どうのこうのではなくて、やっぱり共生していくんだという、そういうお言葉の中で取り組みを進めるわけですから、やっぱり町の方も率先してそういう雇用に関しては、配慮する必要も出てくるだろうし、これから考えているということなので、これ以上言いませんけれども、再度、やっぱり障がい者の雇用について、更なる雇用を高めていただければありがたいなと思っております。

◎ 委員長（谷口康之）

大野町長。

◎ 町長（大野幸孝）

補足させてください。いろいろと議論の中で、今、特別支援という、これは北海道の中でも知内町というのは、その辺の要するに態勢というのは、私は一番、優れている町だろうと思っています。ですから、その辺を終わらせるのではなくて、そういう取り組みをしている中で、如何にそれを継続するかということも私なりに考えさせていただいていますので、ご理解をいただければと思います。以上です。

◎ 委員長（谷口康之）

そのほか、どなたか質疑ございませんか。総務企画課関係でございますけれども。

伊藤議長。

◎ 議長（伊藤政博）

1番委員から先ほど庁舎の災害対応について、いろいろと質問されましたけれども、その折にいただいた資料、自衛消防組織の業務内容を見ましてお尋ねするのですが、ここでいろいろとバックアップを持ち出すという形になっていきますけれども、当然、役場には様々な基本情報がたくさんあるわけで、それが失われたら大変なことになるわけですね。そういう意味で、この辺の対応はどうなっているのか、改めてお尋ねします。

◎ 委員長（谷口康之）

総務企画課長。

◎ 総務企画課長（手塚恵一）

ご説明致します。お手元の資料の火災の場合という業務内容のものがあると思いますが、ここに記載しているバックアップ、これの持ち出して避難をさせるということで、今現在、うちで扱っているバックアップについては、全部、確保できるということでございます。火災の場合の一番下の救護班のところに書いてあると思うのですが、NASバックアップ4台、これ事務室からですね、それから、GパートナーのDATというバックアップ、これも生活福祉課の関係なのですが、これらを持ち出しをするということで考えております。

◎ 委員長（谷口康之）

議長。

◎ 議長（伊藤政博）

いろいろな情報があるわけですね、役場に。まず、基本的な戸籍関係から課税関係、様々な情報があるわけですが、今、言われたバックアップで全てを賄っているわけではないでしょう。その辺がまず、どうなのか。それと、もう1つ、今、様々な形でコンピュータシステムがあって、全道一円の組織とかできていますよね、システムが。そういう関係で、そういうところにバックアップセンターみたいなのがあってですね、基本情報をそういうところに常にバックアップできるような態勢というのは必要だろうと思うんですが、民間企業はかなりその辺のことはやられているんですが、行政ではなかなかまだ進んでいないみたいなのですが、今後、やはりそういうことも必要ではないかと感じるんですが、

持ち出せばいいんですが、本当に災害によっては持ち出せない事態も本当にあるわけですから、その辺も含めてですね、将来的にそういう遠隔地にバックアップセンターみたいなのを置きながら、基本情報をそこにしまっておくという全道的なの組織を構築するような考え方を進められないのかどうか、お尋ねします。

◎ 委員長（谷口康之）

小田島政策室長。

◎ 総務企画課政策室長（小田島伸二）

システム系の部分のことにつきましては、私の方から若干、ご説明をさせていただきたいと思います。今のお話にありました住民記録ですとか、住民票ですね。それと税の情報、あと、保険の情報ですとかは、札幌の委託業者がございまして、そちらのデータセンターの方で定期的にバックアップを取っております。ただ、現実町でもサーバーが下にございまして、そこを1週間に1度、先ほどのDATと呼ぶんですけども、テープでバックアップを取りつつ、なおかつ、札幌の委託業者の方でもバックアップを取って、二重に情報を管理しているという状況でございます。なお、今のサーバーの方も将来的には、クラウド化をしようということもございまして、そちらの方で、札幌に集中的な常にとどのような災害でも電源が安定的に供給できて、建物の強度も補償されたようなデータセンターで管理しているという計画を持ってございます。以上です。

◎ 委員長（谷口康之）

1番、西山委員。

◎ 1番（西山和夫）

見える化ということで、前々からLED、あと、街頭のLED、または、いろいろな太陽光発電の中で、義務経費の節減をしたらどうだという考えの中でずっと提言させていただきました。今、やっぱり社会情勢を見れば、随分、LED化、町内のスタンドでも水銀灯自体がもうLED化になってきているそうなんですよね。そうなると、やっぱりコスト的にだいぶいいし、明るさもそれ以上にとれるような状況になって、電気自体も進化しているんだと思うんですよね。もうそろそろ、庁舎の中でも、または、教育関係ちょっと後で言いたいと思いますけれども、やっぱりこうやって電気料値上がりしている状況の中で、その分を軽減するといったら、やっぱり後は使うものを節電する、どうやって節電するかという方向だと思うんですよね。やっぱりもうそろそろ考えたらどうですか。

◎ 委員長（谷口康之）

大野町長。

◎ 町長（大野幸孝）

LED化については、今、議員ご指摘のことで、投げかけておいてはなりません。随分、単価的にも安くなりました。良い器具も出てきています。これは承知をしております。それで、今年、庁舎改修、耐震やらせてもらって、来年、庁舎の改修ということを考えていますので、その時点でLED化に全てやろうという、今、心づもりというか、そういう考え方で今、指示をしていますので、その状況としては、来年度。それと、もう1つ、各町内会から出ています、防犯灯の関係であります。今回、前浜町内会から要するに歩道に防犯灯がないんだよということを言われまして、私も現地を確認して、すぐ指示をして、予算を付けてもらって、今、対応するんですけども、その中で要するに暗くてどうなんだということもありますので、これも随時、LED化に変えていく、これを今、準備を進めているということで、ご理解をいただければと思います。以上です。

◎ 委員長（谷口康之）

1 番、西山委員。

◎ 1 番（西山和夫）

今、防犯灯の話出ましたので、前課長のとき、ステンドグラスと言うんですか、カバー、あれを外して明るくなるのか、暗くなるのかという、調査したと思うんですけども、その結果、どうだったんですか。

◎ 委員長（谷口康之）

総務企画課長。

◎ 総務企画課長（手塚恵一）

ご説明致します。私が引継ぎで受けているのは、試験的に何カ所か外してやったんですけども、確かにいくらかは明るくなるんですが、それほど効果は見当たらなかったという事で聞いております。

◎ 委員長（谷口康之）

1 番、西山委員。

◎ 1 番（西山和夫）

効果ないと言えばちょっと逆なんだけれども、効果あると言ったら、ちょっと磨けと言うつもりだったんですけども、効果なくても、やっぱりああやって立派なカバーを付けたわけですから、是非、丁寧に1回くらい磨いても良い時期かなと思いますので、そっちの方もちょっと予算取れたら、来年度でもお願い致します。

◎ 委員長（谷口康之）

答弁求めますか。

◎ 1 番（西山和夫）

いいです。

◎ 委員長（谷口康之）

そしたら、どなたか質疑ございませんか。

質疑がないようですから、これで総務企画課関係の質疑を終わります。

ここで説明員を入れ替えさせていただきます。

次に生活福祉課関係の質疑を行います。2 款総務費の3 項戸籍住民登録費、3 款民生費及び4 款衛生費です。

主要施策説明資料については、3 ページから9 ページまでの質疑を行います。

質疑はありませんか。

1 番、西山委員。

◎ 1 番（西山和夫）

介護いいんですね。介護の方で、昨日もグループホームの関係で一般質問あって、介護保険料が高くなるというお話もあると、一部では。そういうお話でしたけれども、この介護の保険特別会計の中で、2, 900 万円ほど繰り越す予定になっています。そもそもですね、町のいろいろ制度を使って、町の一般財源を突っ込んでという話になりますけれども、国で試算する基本的データがちょっとうろ覚えなんですけれども、10 万人規模を対象にして積算をするというお話で、こういう小さい町というのは、逆にバックも大きいんだと、補助率も大きいんだという話をされていまして、結果的にこういう繰り越すということになるのかなと思うんですけども、その辺、昨日の町長の答弁とどうかみ合わせて聞けばいいのか、その辺ちょっと具体的にもし、説明できるのであれば、担当からで結構ですから。

◎ 委員長（谷口康之）

生活福祉課長。

◎ 生活福祉課長（大野 樹）

説明致します。昨日、介護の関係で、2,973万4千円繰り越したということであるんですけども、このうち、国・道にお金を返さなければならないものがあるということです。ですから、実際には、1,200万円ほどの繰越ということ、積立てにするわけですけども、24年から介護保険料上がっていますので、それと、給付費の関係で、繰越が少し多かったという状況になっているということです。ただ、これがですね、全て要するに保険料とですね、それから、施設入所、それから在宅でサービスを受けている方、いろいろあるわけですね、ですから、必ずしも2,900万円が全部、繰り越したということにはならないということです。それと、もう1つ、確かに普通交付税に算入されている金額もあるんですけども、8千万円から1億円ということになると思いますけれども、うちの町で今、6千万円ほどの介護保険に費用掛かっていますから、その分では交付税で間に合っているという状況になっているということでご理解をいただきたいと思います。

◎ 委員長（谷口康之）

1番、西山委員。

◎ 1 番（西山和夫）

それをそういう話を聞いて、昨日の町長の介護、グループも善し悪しだという声もあるんだと、うちとしてやるのも善し悪しなんだと、それとどうかみ合わせて、要するにそれらを加味しても、やっぱり多少の持ち出しは多くなるから、グループホームというのは、痛し痒しなんだよということなのか、それとも、ある意味、中身が分かれば、率先してやった方がいいんだろうという話になるのか、その辺はどう受け止めたらいいですか。やっぱりグループホーム必要だというのは、一般質問して分かるんですよ。

◎ 委員長（谷口康之）

生活福祉課長。

◎ 生活福祉課長（大野 樹）

説明しますけれども、今回、保険料4,400円に今、設定しているわけです。ですから、この3年間で4,400円で間に合うかどうかということがまず、1つ基本にあるということです。ですから、今、若干の繰越があるということは、給付費の関係で当初、予定したよりも少なかった分があるので、繰越が多くなっているということもあるということです。ですから、逆に施設が増えて、入所が増えることによって、今、4,400円のものでは足りないということになれば、基金を崩して、町の一般財源も繰り入れていかなければ対応できないということです。たまたま今、4,400円で設定した保険料で間に合っているという状況だということです。ですから、施設を増やしたり、入所が多くなれば、それだけ介護会計から出ていくお金が多くなるわけですから、町からのお金も当然出る金額が大きくなるということです。

◎ 委員長（谷口康之）

1番、西山委員。

◎ 1 番（西山和夫）

すみません理解が悪くて。だから、その4,400円で要するに積算根拠からすれば、1,200万円くらい国・道に戻しても、出てくるわけですよ、繰越が。それが要するにその分ですよ、その分、保険料に、グループホームを1軒建てたとして、例えばですね、入所が10名なり、20名出たと。その分、給付金が上がるけれども、その1,200万円プラス、ましてその積算根拠の中でもプラスになるわけでしょう。だから、トータルの

に今の状況とグループホーム、1軒やっって10人くらい増えたとして、積算して、それで今の状況とどう変わるのか、繰り越す金がなくて、給付金がどんと上がってくるのか。

◎ 委員長（谷口康之）

生活福祉課長。

◎ 生活福祉課長（大野 樹）

説明します。今、例えばですね、9人の1ユニット、グループホームを作った場合ですね、保険料にはね返る額が月額400円です。1人当たり40円です。ですから、400円は多くなるということです。それから、今の入所している人の9人いますと、440万円月額増えるということになります。ですから、10人増えますと、4,400万円くらいで年間増えていくということです。ですから、保険料も増えますし、町からの持ち出しも増えてくるということです。

◎ 委員長（谷口康之）

1番、西山委員。

◎ 1 番（西山和夫）

単純に今の話の中でいけば、やっぱり繰り越す金で増えた分を補っても、やっぱりそれで収まるわけですから、介護を受ける方には、それほど負担をかけないでできるのかなという気もしますので、是非、一般質問で再度やっていただければありがたいと思います。私も応援をさせていただきます。その辺を考えながら、やっぱりただ繰り越すのではなくて、やっぱりトータル的にどうなんだと、もう少し介護が必要な方がいるのであれば、まして、これから1、2が地方でやれという話もあるようですから、そういう話も含めて、やっぱり次に繰越をある程度、抑えながらどうサービスを提供するかという方向性も少し考えていただければ、定番のただやって余ったよではなくて、やっぱりこの要望がもう少し高いのであれば、高いものにそしたらどこまで自治として応援できるかという、その目途を付けながら、少しずつやっぱり介護にかかる給付を減らしながら、少しずつケアをしていただければありがたいなと思っていますので、よろしくお願い致します。

◎ 委員長（谷口康之）

答弁求めますか。大野町長。

◎ 町 長（大野幸孝）

決して不服な顔をしていません。私の意志がきつと伝わっていないんだろうという、今の委員の質問。私はグループホームをやらないということを一切言っていないんですよ。だから、そういう要するに介護運営協議会の中で、委員の皆様方からそういう話もありましたということを行っているんですよ。だから、そういう意見があるから、私はやらないという話ではなくて、だから、一般質問でも話をしましたけれども、認知症をお持ちの皆様方が増えていくことによって、特養では入れないという状況になった場合に、これは町の負担があったとしてもやらなければならないものについては、やらせてもらいますという考え方でいるということだけご理解ください。

◎ 委員長（谷口康之）

1番、西山君。

◎ 1 番（西山和夫）

町長が言ったとは言っていない。あくまでも、そういう声が出たということなので、せめて、町長がその場で打ち消してくださいよ。いや、そういうことはありませんと、やっぱり介護が必要であれば、援護しますという話の中で言ってもらえれば、ただそのまま聞いて一般質問でボンと言うから、町民の方からは、こういう声もありますよということ

でしょう。だから、それを町長がその場で言われたら打ち消して、やっぱり町として率先して、介護には支援しますよと、いや、そんなことは考えないでくださいというくらいの度量あってもいいんじゃないかなと思うんですけども。

◎ 委員長（谷口康之）

大野町長。

◎ 町長（大野幸孝）

ちょっと今の委員の発言というのは、ちょっと乱暴だと思います。打ち消して、それを町で全部やりますよということはですね、これは要するにあくまでも特別会計であります。それで、要するに保険者の皆様方から保険料をいただいて、要するに運営するということが大原則であります。その中で、町としてそれが絶対要するに高齢化対策として必要であるということであれば、町としてもその辺の態勢を整えさせてもらうということ。だから、原則、保険者の皆様方、どういう意識であるかということをもまず確認をさせていただきます。そして、認知症の患者の皆様方が今、どういう形、ただ先ほども言いましたけれども、知内町でグループホームに入っている方が今10名いるんですよ。これが増えてくることによって、町外にそういう人方を出していいのかと、これは行政の責任になるということも理解させてもらっていますので、全く否定ということは言っていないので、その全体のコンセンサスを得られ、そして、町が要するに高齢者対策として必要だという判断をさせていただいたときに、それは事業着手ということになるんだと思っていますので、それは前向きに検討をさせていただきます。以上です。

◎ 委員長（谷口康之）

大野課長。

◎ 生活福祉課長（大野 樹）

確かに高齢者の数はですね、増えているんです。ですけども、介護認定の数というのは、そんなに増えていないんです。逆に去年と今年と比較しますと、要介護3から5の人については8名減っているんです。そんな状況なものですから、それらもいろいろと加味して検討しなければならないという状況だということです。それと、もう1つはですね、今、1ユニット9人の施設をつくる場合、新築の場合、7千万円ほど掛かるんです。国からの補助金というのは3千万円ですから、その差額をどこで持つのかということが1つあるんです。それから、その7千万円のうちですね、土地は入っていないんです。ですから、土地の確保、そして、今の差額になった負担の分、それから、事業者もいろいろな制約があるわけです。ですから、それらを加味した中で、うちの町でやっていただけるかどうかということも含めてですね、総合的に今、検討しているということでご理解をいただきたいと思います。

◎ 委員長（谷口康之）

1番、西山委員。

◎ 1番（西山和夫）

今すぐということではなくて、やっぱり一般質問にあったように、団塊の世代なんですよ。これからどんどん4人が3人になるという、そういう状況の中で、どう構えるのかということなんですよ。だから、そんな建設費どうのこうのという議論の前に、やっぱり自治の仕事として要求があるのであれば、どの程度まで応えられるか、パンクするまで応えれとはいいませんよ。その度合いを見ながらやっぱり判断していくのがトップだと思いますので、その辺、お互い誤解のないようによろしくお願いします。

◎ 委員長（谷口康之）

次、どなたか質疑ございませんか。

それでは、質疑がないようですから、これで生活福祉課関係の質疑を終わります。

ここで、暫時休憩をしたいと思います。

再開は、10時45分からでございます。

(休憩 午前10時30分)

(再開 午前10時45分)

◎ 委員長(谷口康之)

休憩を取り消し、質疑を再開します。

次に産業振興課関係の質疑を行います。

5款労働費、6款農林水産業費、7款商工費及び11款災害復旧費の1項農林水産施設災害復旧費です。

主要施策説明資料については、10ページから13ページまでの質疑を行います。

質疑ありませんか。

1番、西山委員。

◎ 1番(西山和夫)

昨日も町長にお願いした経緯があるんですけども、新規就農制度、就農ですから農だけの後継者、新規の150万円、3年間保証するという制度、残念ながら係長ともいろいろと浜の方どうなっているのかという、いろいろと係長にも尽力をいただいて、結果的になかなか漁というのは、そういう制度的なものはないよということなので、是非、町長、改めて前向きなお話をいただければとありがたいなと思います。

◎ 委員長(谷口康之)

大野町長。

◎ 町長(大野幸孝)

以前にも話をさせていただいているというふうに思っていますけれども、新規の農業の部分については、国がきちんと今、手配をしていると。それで、民主党政権のときに漁業者のということで、お話がどうか、概算要求にあげるといふ、そこから全く前が見えてきていないという、私はそこがきちんと国の方で方向性が定めていただいた、その段階で町としてそこにですね、プラスできるものについてはプラスしようか、その辺を見極めながらというふうに思っていたんですよ。ところが、残念ながら、途中で消えてしまっているという今、状況でありますので、これはですね、私は新規就労というのは、農・漁・林、全体を含めて考えさせていただいていますので、これは前向きに平成26年度、その辺のきちんと制度を確立させていただいて、対応をさせていただければと思っています。以上です。

◎ 委員長(谷口康之)

1番、西山委員。

◎ 1番(西山和夫)

残念ながら、漁と林ですね、まさしく町長の言われるように。それで、今、町長が言われるように、一時、報道等でも浜の方もということで、一時、話題になったんですけども、渡島選出の道議といろいろとそのときにお話をさせていただいて、ほとんど限定しているんですよ。例えば、やる方向で決まったとしても、我々にあたる仕組みじゃないんですよ。あくまでも、定置だとか、乗組員を想定しているんですよ。一個人が浜に入って、新たに養殖をやるよというスタイルは、残念ながらそのときの制度の中には入っていませんでした。それで、いろいろ議論させていただいて、何とか前向きなというお話はさせてい

ただいたんですけれども、残念ながら、いまだにその答えというのが返ってきていない状況でありますので、何とか町独自でそれを手当てしていただければありがたいと思います。

◎ 委員長（谷口康之）

それでは、どなたか質疑ございませんか。

伊藤議長。

◎ 議長（伊藤政博）

町長にお尋ねしますが、皆さんからあまり質疑がないようですから、ちょっとお尋ねしいと思います。町長の今年の行政執行方針に基づく実績ということで、お話をいただきました。その中に観光振興を取り上げていらっしゃいます。知内の産業、言うまでもなく一次産業が主体でありますけれども、やはりそれにプラスアルファの産業を起こしたいということで、観光振興ということ非常に大きな柱にしているんだらうと感じております。その中で、体験型・滞在型観光の事業化に向けて、課題整備が急務であると町長は認識されてあるようではありますが、どんな課題が今、あるのか、まず、お知らせください。

◎ 委員長（谷口康之）

大野町長。

◎ 町長（大野幸孝）

これはですね、私、この立場に就かせていただいてから、いろいろと担当ともお話をし、関係団体とも話をさせていただいています。その中身についてはですね、今、木古内町が体験観光ということで、いろいろと修学旅行生の受入れを今している状況であります。それで、うちの方も何とかそういう形ができればということで、エージェントを通して何かやっていただけませんかという話があるんです。ところがですね、なかなかその受入体制が整っていないという今、状況であるんですよ。そんなことから、これは機会ある毎に私は言わせていただいているんですけれども、まず、やれるところからやってみませんかという話なんです。それで、先般の老人クラブの連合会の総会のときにもお話をさせていただきましたけれども、私が要するにハウスを体験の子どもたちを受け入れるためにハウスを3棟なり5棟を町予算で建てますよと。その要するに農業をやってきた方で、後継者の皆様方にその経営を委譲して、ノウハウを持ってその管理くらいはできる人を何とか探したいということで、これも高齢者の生きがい対策として今、言わせていただいています。そんなことを含めながらですね、これは是非、体験観光ということが1つのルール化されることによって、私は方向性が見いだせると思っていますので、まず、そこから取り組もうということでもあります。そんなことも含めながら、今、いろいろと内部で検討していますし、その受皿としてどういう形でやってくれるかということもありますし、先般、若い人方が組織をつくっている方々からの意見でありますけれども、町長、何とか農業体験できるような形での町なりの考え方を取っていただけませんかという、そういう話もありました。これは講師先生を喚んで、知内町の体験観光というのは、絶対魅力もあるし、そういうある程度のルールができれば、いろいろと要するに町外から子どもたちを呼び込めるという提言をいただいた中で、そういう発言がありましたので、これはその発言をいただいたときに、内部で検討させていただいていますのでということ話をさせていただいていますので、できれば、その前段として来年度、予算組めるのであれば、予算を組みたいというふうに今、思っているところであります。ですから、そこを1つの核として、要するに観光振興、体験型の観光振興を進めていければという今、捉え方をさせていただいているところであります。以上です。

◎ 委員長（谷口康之）

伊藤議長。

◎ 議 長（伊藤政博）

町長から今、体験型の観光振興を進めたいというお話がありました。この観光に限らずですね、町長の1つの政策として、なかなか民間活力がうまく活用していないと、そういう中で、どう民間活力を生かしていくかということで、まず、観光に限らずですけれども、町長の考え方としては、町が仕掛けるんだと、町が仕掛けて、何とかそういう民間の皆さんにやる気を起こしていただきたいということを前々からお話しされて、そういう意味で、この観光の方についても、かなり町はいろいろな形で仕掛けているなという感じは受けております。そういう中で、受皿となる民間団体がどれだけ活性化してきたかということをお考えますと、今、町長からお話がありましたけれども、観光協会の青年部が立ち上がってですね、そういう1つの受皿となるものですね、出来つつあるなという感じはしておりますけれども、まだまだその部分では、弱いのかなと。小谷石振興についてもそうですが、1つの観光体験なり、知内の滞在型の観光もそうですけれども、小谷石が1つのメインになるわけですが、そういうところで、町内会の動きなり、あるいは、観光協会の動きなり、そういうものがまだまだ不十分でないかと感じているわけですが、町が仕掛けている割には、その辺の動きがいまいちだという感じも致します。町の方で観光協会、あるいは、商工会に対してかなり人件費の補助もしているわけですが、本当にそれが生きているのかというふうなイメージも持っているのですが、その辺についての町長の判断を伺います。

◎ 委員長（谷口康之）

大野町長。

◎ 町 長（大野幸孝）

ご指摘のとおりであります。私も同じ考え方を今、持たせてもらってしまして、どういうふうに町が仕掛けたものが、地域の皆様方に理解をしていただけるか、それは経済効果としてどんなふうに現れてくるかということは、これも私はその辺はきちんと認識をさせていただいて、今、政策展開をさせていただいているということで、ご理解をいただければと思っているんですけれども、まだまだ受皿がきちんとしていないというのは、ご指摘のとおりだと思います。それで、今回、相談を受けたのは、観光協会の青年部を立ち上げたいという、これは今、小谷石の若い人方が中心となって組織をしていますけれども、是非、やってくださいと、あなた方が要するにやっていただくことによって、まだまだ拡充をする、そして、行政もその中には支援できるものについては、積極的に支援をしたいということで、今、いろいろと活動をしていただいています。それと、もう1つは、今回、国補助10分の10で、小谷石振興ということで、モニターツアーの民宿3軒に10名の割当てで、2分の1を国の補助でという、今、新たな取り組みをさせていただきました。ですから、3軒ありますので、30名の募集を観光協会に委託をして、募集をしていただいたところ、もう200名近くの応募があって、その30名に絞り込むのに四苦八苦していると。その状況を聞かせていただいて、大変嬉しく感じたところでありますので、これは国補助ですから、1年で終わる事業であります。ですから、それは将来的というか、今、担当に話をしているのは、継続する必要があるんだろうと、ここを1つのターゲットにして、民宿を生かす、それが今、新しく5月1日からアドベンチャーとして若い人が地元に戻ってきて事業展開をしているということの行政として支援ができるのかなと思っていますので、これも今、新年度予算にその部分を予算化できればなという考え方をしていきます。ただ、これは、あくまでも年限を決めて、独り立ちをするために行政がそこに支援をするということで、恒久的に支援という考え方はありません。ですから、それが2年が

いいのか、3年がいいのか、そういう継続してもらおう、そして、そういう応募があるということであれば、私は1つの行政の要するに役割として、支援もできるのかなというふうに思っているところであります。それから、もう1つ、今の議長ご指摘の受皿ということも、これは私も絶対必要だと思っています。行政が余り走りすぎると、行政に任せておけばいいという、そういう認識だけは持ってもらえないように、地域との連携、これは大事だと思っていますので、そんなことからいうと、先般も小谷石の新しく振興を小谷石振興ということで、実はグループが立ち上げをしていただきました。その方を中心にして、今、岩手県に視察研修をするということも、これも自主的な発想であります。それから、小谷石の散策ということで、個人が自分なりに小谷石の良さをパンフレットにしたものがあります。これはちょっと後で議員の皆様方に配付させていただきます。そういう自主的な取り組みが今、芽生えてきていると。それで、要するにこういうものを配りたいんですけどもということ、逆にそちらの方から打診をされたという、1つの例があります。そんなことをですね、継続して発展をさせていければなというふうに思っているところでありますので、ご理解をいただければと思います。以上です。

◎ 委員長（谷口康之）

議長。

◎ 議長（伊藤政博）

今、町長からお話のあったように、少しずつですが、民間の方にも活力が出てきたのかなという感じを受けております。いずれにしても、最終的には民間がやはりやることだろうと思いますし、先ほどの体験観光のお話もありましたけれども、本来的には観光協会なりそういうところがコーディネーターとなって、農協や漁協の皆さんの協力をいただきながらやるというのが理想的な姿だと思いますので、是非ともそういう形ですね、できるだけ早い時期になれるようにまず、本当に観光協会を中心としたそういう人方ですね、意見交換を密にしながらか、やっていたきたいと思います。

それで、もう1点お尋ねしたいのですが、平成24年度の執行方針にまちづくり拠点センターの整備について、町民と対話集会をするということで、各町内会を回って行いました。いろいろなご意見がありましたし、議会でもかなりいろいろなハードルを設けてですね、難しいんじゃないかというふうな雰囲気の中で進んでおりますが、その後、25年度には、産業団体との話し合いもしたいというお話でありましたが、一向に、今は24年の決算ですから、ちょっとそこまで踏み込んで話していかどうか分かりませんが、その後の動きというのは、非常に止まっているなという感じを今、持っているのですが、まちづくり拠点センターについての今後の対応をどんなふう考えていらっしゃるのか、お尋ねします。

◎ 委員長（谷口康之）

大野町長。

◎ 町長（大野幸孝）

今のご指摘の拠点施設、これも私、いろいろと議員の皆様方と協議をさせていただいて、基本計画、予算を付けていただいて、その基本計画に基づいて、いろいろと各団体との要するに話し合い、そして、まちづくり懇談会で資料の提供をしているということでもあります。それで、25年度については、更にということを今、考えておまして、これから、1つのネックになっているが、通年してカキを要するに漁組の方から提供していただけるのかというのが大きな問題であります。そのために、今、急冷棟というか、そういう技術が今、発達しているということは聞きますけれども、果たして、それだけの高額な施設整

備をしていいのかどうかということと、それから、今、漁組が抱えてもらっています、冷凍庫、これも今、10月に東京の北区での区民まつりにカキを持って行って、冷凍ガキです。冷凍ガキを持って、焼きとして提供しているんですね。これを私は食べて感じることは、そんなに質が低下していると思っていないんです。ですから、今、これからやろうとしているのは、これは室長にも話をしていますけれども、日程調整です。今、来月に入りますと、まちづくり懇談会始まりますけれども、その状況の中で、漁組の役員の皆様方、そして、生産者の皆様方との懇談の場を設けろということにしていますので、ある程度、通年を通してカキを提供していただけるということになると、その拠点施設のメインというのは、焼きガキコーナーであります。それと、もう1つは、そこで要するに公設民営ということを私は考えていまして、施設は建てますよと。そこで、要するに調理をしてくれる、マコガレイ、それから、うちの産品を要するに提供していただける、そういう企業はないかということで、1・2点、今、接触しています。前向きな回答もいただいていますけれども、最終的に要するに調理師を派遣してもらおう、そこで営業をやっただけという、まだそういう確約もいただいておりますので、そんな状況を今、最終段階と言いますか、結論にあたって、今、そういう状況にあるということで、ただ、まだまだハードルというのは高いと思っていますので、これもある程度、うちの方で、私の考え方がまとまり、受皿が決まった時点で再度、議会の皆様方に協議をさせていただければと思っています。以上です。

◎ 委員長（谷口康之）

それでは、質疑ございませんか。

1番、西山委員。

◎ 1番（西山和夫）

ものづくりという観点からちょっとお尋ねするんですが、先般、報道で、どん、矢越でもやっていますけれども、マカロニだとかいろいろな具材でどんができるんだという、それは早くから報道でやっていたんですよね。ただ、今、高級志向ということで、トリュフですか、高いやつ、それをどんして、1袋、このくらいのやつを1千円で売っていた報道があったんですけれども、これから、だんだんそういう付加価値の高いものが出回ってくる時代に差し掛かっているんだろうなという社会情勢ですけれども、それで、木の方、いろいろと町長、今、地材地消ということで仕掛けていますけれども、いろいろな技術あるのは分かりますけれども、ただ、北海道、全国にそういう研究機関というのは、幾つもありますし、そういう情報提供はこの知内町として多分、何回かやっているんだろうとは思いますが、どのような研究機関との連携を取りながら、そういう情報、または、町のそういう業者たちの課題を解決しているのか、その仕組みをちょっとお知らせ願います。

◎ 委員長（谷口康之）

林政係長。

◎ 林政係長（三原知明）

お答えします。研究機関との連携につきましては、今年の3月にですね、知内町の木材加工協同組合と北海道の独立行政法人ですけれども、林産試験場という所との懇談の場を設けまして、各社が持っている技術的な課題など、どういった形で解決できるかについて意見交換を行いまして、その後日、具体的に技術的な資料など、研究機関からもらって提供などしております。以上です。

◎ 委員長（谷口康之）

1 番、西山委員。

◎ 1 番（西山和夫）

あくまでも研究機関からの一方通行なんですか。いろいろやっぱり木材といってもいろいろと部署、部署で作っているものも違いますし、いろいろ木材加工という、協同組合の中で、1つにまとまったからと、自分だけの欲の中でどうのこうのというお話は当然できないだろうとは思いますが、ただ、やっぱりそういう木に関しては、団体が一括して組織しているわけですから、いろいろな話の中で、新たなもの、全体で手を組めばできるものとか、いろいろと工夫の余地、お互いの技術を集めて今、各産業団体手をかけていますけれども、物づくりということでやっていますけれども、やっぱりそういう方向性も示すべきで、やっぱり一方通行、研究機関から一方的にノウハウをどうのこうのと提供するのではなくて、我々の地元の業者が求めている問題点、問題点にその研究機関の力を借りながら、解決をして、新たなものづくりに取り組むという、そういう姿勢もこれからはだんだん必要になってくるんだらうと思いますし、大手と町工場、どんどん今、町工場の方が盛んのように、どんどんどんどんそういう報道目にします。そういった意味で、やっぱり木材加工の関係者というのも一堂に会してそれらの問題点、また、自分たちの技術を提供しながら何かをとということの話合いの場というのは、これから必要になってくるんだらうと思いたうですけれども、その辺のお考えは、これから出てくるのかな、それとも、出てこないのかな。

◎ 委員長（谷口康之）

三原係長。

◎ 林政係長（三原知明）

ご説明致します。まず、先ほど申し上げた研究機関との連携ですけれども、それは一方的ということでもなくて、また、木材加工協同組合全体としての縛りの中でということではなくて、各社が持っている現在の課題、課題というのは、新しいことをやろうとするからいろいろな課題が生まれているので、その解決のために各社がいろいろ検討しているという状況だと考えています。そのいろいろな新技術ですとか、例えば、地域材を利用するですとか、各社が様々なことを考えていただいていますので、そういった木工会全体での新しい取り組みというのもそういった民間の中で様々生まれてくるということを期待ながら、連携のバックアップをしていきます。以上です。

◎ 委員長（谷口康之）

1 番、西山委員。

◎ 1 番（西山和夫）

情動的なものというのは、北海道というのはなかなか発信しても、北海道に行ってもそういう資料を読むんですけれども、何か木に関しては、そんなに力を入れていないのかなという今まで、今、ようやく本腰をあげているようでありましてけれども、なかなかパンフレットの中では見えてこない。それに比べて、全国的には、様々な技術提供、今、自分的に注目しているのが、木の流動化ということで、圧力をかけて、正直なところ、こういう木の短端から酒のおちょこだとか、圧縮するだけでできるんですよ。そういう作っている業者にインタビューしたら、これを簡単にやられたら、自分たち商売にならないという話の中で、ただ、木も今、そういう技術開発が進んで様々な方向性に行ってるということなんです。だから、パチンコ台で今、木からプラスチック、また木に戻って、またプラスチックという話もありますけれども、そういうのを使えば、木だってまだまだ挑戦価値もありますし、いろいろな工夫ができると思うんですよ。だから、情報提供、それプラ

ス、自分たちが何を求めているか、それを合致させて次につなげるということも大事だろうと思うんですね。それで、さっき、どんの話をしたんですけれども、どんとトリュフですよ、組合せとすれば、自分的にはそんな高いもの売れるのという感覚があるんですね。ただ、今、小谷石で革細工の職人もいますし、絵も描きますよね、かなりの。だから、そういうものを木と合わせながら、机は別でしょうけれども、イスなんかはそういう革細工と合わせながら付加価値を高めて、高級感をつけながら販売していけば、更に売れる。ただ、普通のイス、下川に行ってきたとき、このイスいくらと言ったら、1万円だと。正直なところ、全部木なんですよ、総体でこれ1万円を買うかと言ったら、なかなか買いませんけれども、その皮だとかいろいろなものを組み合わせ、高級感を出せば、また嗜好ががらっと変わってくるような気がするんですね。だから、いろいろなそういう職人の力を結集して、何とか木材加工に元気を取り戻すという方向性も大事だろうと思うんですけれども、その辺。

◎ 委員長 (谷口康之)

網野副町長。

◎ 副町長 (網野 真)

今、1番委員のご指摘でありますけれども、木を生かしてそういう形のものをとということで、実はご承知のとおり、昨年あたりからようやく町の方で地域材を積極的に活用したいということを町長の行政執行の中でもお話ししたり、あるいは、地域の中でもお話ししたりして、ようやくそれぞれの関わりのある人が連携を少しずつ取れる体制ができてきたかなというふうに思っています。まずは、森林組合もそういう形で、役職員の皆様方、意識を持っていただいているということ。さらには木材加工協同組合、そして、それぞれの事業者、これは造材、製材含めて事業者、そして、直接建設業に携わる皆様ということで、うちの産業振興課の課長、係長を中心にしながら何とか連絡、会議的な打ち合わせ等もさせていただいて、ようやく1つの方向に皆さんが目を向けてきていただいているかなというふうに思っています。今、まだ一朝一夕にそれらをすぐ事業化ということまではいきませんが、例えば、木材加工協同組合でも木を使った何かができないかということで、いろいろと試行錯誤している。それが先ほど、話でました林産試験場、旭川から来て、いろいろと打ち合わせをさせていただいたときに、それぞれの事業者が抱えている課題をぶつけて、いろいろアドバイスをいただくというような形もできてきました。そんなことで、もう少し時間はかかるかと思えますけれども、ようやくそういう動きが出てきたということを前段、まず、ご理解をいただければというふうに思っております。それで、あと出ました、町内にもものづくりに優れている方がいらっしゃるということで、実は小谷石にも革細工の職人さん、実は私の同期生なんですけれども、なかなか余り外に出たがらないという、本会議でこんなことを言っているかあれなんですけれども、それで、何とかそういう技術ですとか、技ですとか、そういうようなものも少し町内の方にもお知らせさせていただくということもあって、実は教育委員会の方で、昨年だったかと思えますけれども、そういう展覧会をやったりというようなこともあります。ですから、今、小谷石の総合振興対策の中でも、是非ともそういう方々の芸術ですとか、そういうようなものも大いに生かしながらということで、それらも含めての連携を何とか取ればということで、今、いろいろ担当の方ともやっておりますので、これからもそういうご意見をいただければなというふうに思います。よろしくお願い致します。

◎ 委員長 (谷口康之)

1番、西山委員。

◎ 1 番 (西山和夫)

予算のやっぱり使い方というのは、結果、求めるわけですから、費用対効果、当然あるだろうと思いますけれども、ただ、自治のけしかけることにやっぱりある程度、夢もなければだめだと思いますので、やっぱりそういう特に優れた技術的なもの、ただ、趣味で集まって教えるくらいなら、人材育ってこないだろうと思いますし、何とかその方の技術を盗むという、後継者を育成しながら、そこにどんどん金を突っ込んだらいいじゃないですか。さっき、農はあるけれども、漁と林という町長お話でしたけれども、やっぱりそういう関係者もやっぱりこれから必要な方は、どんどん町から支援をしながら育てていくという取り組みも必要だと思いますので、是非、そういう関係者、または木工関係の技術的アップのためにも、まず、自治が率先をして仕掛けて2年・3年、やっぱりなかなか進まないと思いますけれども、白黒出ないと思いますけれども、やっぱりそれを継続する力がやっぱり必要だと思いますので、昨日、2番議員からも浜の方で何とか少しずつ前に進めるべやということでやっていただきました。大変、ありがたかったんですけども、やっぱりそういう姿勢、とにかく無駄でもいいからやってみよう、挑戦してみようという、そういう人間の気持ちをまず高めて、それから仕掛けていくというのが大事だと思いますので、今、頑張っているんでしょうけれども、更に気持ちを高めながら指導なり、率先して支援をいただければありがたいなと思います。

◎ 委員長 (谷口康之)

3番、山田委員。

◎ 3 番 (山田 顯)

1番委員の質問に関連するんですけども、小谷石の横山画伯、副町長と同級生だという話、今、聞いたんですけども、実は私も何度も文化団体の方を通じてですね、彼と接触しようと思って行ったんですけど、なかなか会ってくれない。ゆっくり話す機会をつくれないままです。何とかできればですね、あの技術やいろいろな絵画はもちろん、革細工、それらをですね、やっぱり少しでもこの知内町に普及させるようにして、1つの会をつくっていただきたいなと思って行ったんですけど、全く会えなかったんですけど、それはそれとしてですね、実は町長の小谷石振興に予算を付けていただいたおかげでですね、非常にかつて小谷石地区は忘れ去られたような、もう消えていく町かのように言われておったんですけども、しかし、今は非常に観光で、今回も先ほど町長が話しておった道南の秘境、小谷石ゴーゴーキャンペーンというんですか、これをしたところが、200人も応募者があった。その調整するのに大変だという話をしていましたし、それから、その後の小谷石の歩いて。

◎ 委員長 (谷口康之)

山田委員。質問は簡潔にやってください。ちょっと何が質問か意味分からないものから。

◎ 3 番 (山田 顯)

分かりました。そんなことですね、非常に小谷石が今、元気になって、まだ取っ掛かりだから、これからどういうふうに展開していくかは、まだ地元の若い人達の考え方にあるだろうと思います。ただ、先ほど、10番議員も言っていました。町長の拠点施設ですね、是非、これをしっかりした形にしてですね、新幹線開業に向けた知内町を元気にするためにはですね、何と言ってもただ一部分で観光に対する事業をしてもですね、知内全体としてのですね、やはり観光資源を築いていかないと、これからの新幹線開業に向けた事業にはならんと、そんな気がしているものですから、町長には積極的にこの拠点施設に、

何か少しバックしたような感じが見えるものですから、もっと積極的にですね、この拠点施設を進めてもらいたいなど、そんな気でおりますので。

◎ 委員長（谷口康之）

大野町長。

◎ 町長（大野幸孝）

今、ご指摘をいただきました、拠点施設の関係、2015年の新幹線開業に向けてということと、それから、将来の知内町の観光振興という、それと、もう一つは、商業振興ということも私は考えさせていただいて提案をさせていただきました。それで、後退しているのではないかという話でありますけれども、これはですね、地域の皆様方、そして議員の皆様方からご指摘の受皿をどうすると、そういうことをやっぱりきちんと確認できなければ、私は前に進むことがきつとできないだろうというふうに思っていますので、できるだけ多くの皆様方と懇談をさせていただいて、私の考え方を伝えさせていただいて理解をしていただく、この今、期間であるということで、決して諦めたわけでもないし、私はそういう1つの大きな覚悟を持って、基本計画、予算を議決していただいたと思っていますので、その辺はご理解をいただければと思います。以上です。

◎ 委員長（谷口康之）

暫時休憩を致します。

（ 休憩 午前11時19分 ）

（ 再開 午前11時20分 ）

◎ 委員長（谷口康之）

質疑を再開致します。

◎ 3 番（山田 顯）

今、松前矢越道立自然公園の小谷石の見どころということで、ちょうど写真が入りましたが、これは私が子どもの頃から目にしていることで、本当にこういう光景がですね、札幌の私の会社をやった当時、バーンと貼っておったら、みんながびっくりする、こんな非常にすばらしい景色のところがあるんだなど、こういうふうに言われておりましたけれども、とにかくですね、この小谷石地区はもちろんのこと、町長、私はサブちゃんも大事だと思うんです。北島三郎さんは、知内になくってはならん、知内町の発展とともにやっぱりサブちゃんの名前が出てこない。したがって、新幹線が開業されて観光客が来たときにですね、必ずと言っていいほど、一番先に来るのは、サブちゃんの実家だと思うんです。したがって、サブちゃんの実家とですね、それから、昔、村中といった、その周辺、拠点施設のそばにある、そして、そういう村中を大きなまちづくりの基点にして、そんなことも考えているのですが、その辺、町長、もう一度、お願いして。

◎ 委員長（谷口康之）

大野町長。

◎ 町長（大野幸孝）

基本計画を予算化させていただくときに、その辺の内容は、議員の皆様方に私の考えはお伝えしていると思っています。ですから、御大のことについては、一切考えていない話ではなくて、その中に何とか組み入れられればということでの要するに私なりの考え方で、もう既に議員の皆様方にお知らせしておりますので、その辺は除外しているという話ではありません。もちろん、それは今、北島御大の知内町に対する今までのご苦勞、その辺は十分に理解をしながら、何とか進められればと思っていますので、よろしくお願い致します。

◎ 委員長（谷口康之）

1 番、西山委員。

◎ 1 番（西山和夫）

水産関係でちょっとお尋ねしたいんですけれども、漁港なんですけれども、各漁港、小谷石・涌元・中ノ川あります。それぞれ死亡事故が水死事故ですか、発生しているんだろうと思いますけれども、先般、中ノ川でも水難事故がありました。それで、前年度、経済の方で視察に行った途中、道議会を視察しましょうということで、富原氏とちょっと会食を持たせていただいたんですけれども、そのときに、昨年、港の中で、女性が落ちて、子どもなんですけれども、お父さんが救助を求めながら中ノ川の浜の一带、国道沿いを歩いたんですよ、助けてくれということで、消防に連絡したのかということで、隣に寄ったときに消防に連絡してあると。とにかく行きましょうということで、車に乗って行ったんですけれども、幸い、結果論として助かりました。それで、そのときに北海道の各担当がいたんですよ、部長クラスが。それで、港の中に万が一、そうやって落ちた場合、せめて、赤いボックスでボタン押せばサイレンか何か鳴るような装置を付けてくれという要請をしたら、北海道の担当の方は、基本的に港は釣りの場所ではありません。だから、北海道としては、そういう装置を取り付ける予定はないということなんです。それで、今回、また水難事故が発生して、残念ながら涌元小学校で教諭をしていた岩淵さんという方が亡くなったそうなんですけれども、それだけ知内に愛着を持って、こうやって退職後も中ノ川に来て釣りをしていたんだろうなという思いをしておりますけれども、漁業者関係というのは、やっぱりロープ1つでもあれば、何とか命をつなげられるんだよなど、まして、そうやって、北海道が相手にしてくれなかったら、町で何とかそういう許可をもらいながら、はしごを設置できないのかという要請があったんですよ。その辺、町で北海道の施設ですけれども、単独でそういう救難ばしご、何か所か設けることは可能なんですか。

◎ 委員長（谷口康之）

大野町長。

◎ 町 長（大野幸孝）

漁港での事故については、1 番委員からずっと従来から、それで、消防の態勢ということもご指摘をいただきました。ただ、私は広域のときにも話をさせていただいたんですけれども、なかなか署員が要するに任を負うというのは、なかなかやっぱり厳しいということでありまして、今、ご指摘いただきました、確かにそうなんです。岸壁から落ちる、それから、築港に落ちてしまっ、なかなか上がってこないというのは、今、言うように、浮き輪がそこにすぐある、それから、ロープがあるということになれば、やっぱり周知の方法もいろいろあるかと思っておりますけれども、とっさにそれをやるということになったら、時間を置かないで、その対策を練るというのは、これは他の要するに人を救助を求めるといよりも、自分で救助をとるか、そういうものを置ければですね、1 つの解決策になるのかなということで、今、ご指摘いただきましたので、これは管理は全て北海道でありまして、町がそこにそういうものを設置できるのかどうか、いろいろときっと制約があるのかなのか、町がやろうというものについては、要するに道で認めていただけるのか、その辺ちょっと時間をいただきたいと思っております。ちょっとすぐ担当と道の方と詰めさせていただいて、それが可能であるのであれば、これは本当に残念な出来事が今、続いていますので、何とかそういう形が町として対応できるのであれば、ちょっと検討させていただきたいと思っております。以上です。

◎ 委員長（谷口康之）

質疑ございませんか。

2番、木村委員。

◎ 2 番 (木村 一)

去年から知内町産のスギ材の山、生長不良木による生育障害がいろいろと課題になってきているんですけども、調査研究ということで、一応、やっているんですけども、現在、知内町の生育障害の森林の面積がどのくらいあるのか、どの辺まで拡大していくのか、その辺、ちょっとお願いしたいと思います。

◎ 委員長 (谷口康之)

三原係長。

◎ 林政係長 (三原知明)

お答えします。生育障害につきまして、昨年度より現地の調査を進めてまいりました。町内で35箇所、約35haのスギの人工林について調査が終わっているところです。その結果としましては、若干の生育障害が一部地域に見られたという結果は得ております。これにつきまして、その周辺の森林など、予防策としましては枝打ちという対策がありますので、そのあたりの施業を森林所有者に対して促していきたいなど現在、考えています。以上です。

◎ 委員長 (谷口康之)

2番、木村委員。

◎ 2 番 (木村 一)

今、35ha、若干の生育障害ということですけども、これをこのまま立木として立てておいたら、更なる障害が起きるという結果になっていくんですけども、森林組合としてもいろいろな今後、行政からも取り組みして、残ったものをどうやって処理していくのかという、行政としてその辺の考え方はありますか。

◎ 委員長 (谷口康之)

三原係長。

◎ 林政係長 (三原知明)

お答えします。スギの生育障害がその地域の全ての木を侵しているということは一般的にはなくてですね、その地域の中でも部分部分に入っていると。全体的に大きくその価値が下がるかといいますと、そこはちょっとなかなか読み切れない部分でもありまして、現在、そこまでの木の将来的な扱い方ですとか、そこまでの検討はしておりませんが、今後の木材の伐採などの状況も見てですね、検討することになるかと思えます。以上です。

◎ 委員長 (谷口康之)

2番、木村委員。

◎ 2 番 (木村 一)

35haということで、この予防策としてその隣接地の例えば、正常なものと、例えば、障害を受けたものに対して、予防策としては枝打ちだとか、それしか防ぐことはできないということですか。例えば、農薬による散布だとか、いろいろなことを考えられるんじゃないかと思うんですけども、その辺どうですか。もう一度、お願いします。

◎ 委員長 (谷口康之)

三原係長。

◎ 林政係長 (三原知明)

お答えします。予防策として確立している薬剤による予防ですとか、そういったものは、現在のところはない状況です。以上です。

◎ 委員長（谷口康之）

1 番、西山委員。

◎ 1 番（西山和夫）

ちょっと認識甘いんじゃないですか。部分的なもので、要するに全体に広がらないと。なぜ、風評被害を心配するんですか。価値が下がらない。価値が下がるから風評被害なんでしょう。部分的にやって、正常なものは価値下がらないなら公表すればいいじゃないですか。風評被害を抑えてきたんでしょう。まして、議会だって慎重にかかってきたんでしょう。それは知内にあるということだけで全体が風評被害で要するに単価的なものが下がる、レベルが下がるからでしょう。今、バイオやるんだから、率先してそれを切りましょうという話が行政じゃないの。民有地でも。そこにやっぱり行政が入って行って、それを抑えて、何とか今の価値を維持しましょうというのが、行政の役割だと思うんですよ。もう一度、その辺、町長。

◎ 委員長（谷口康之）

町長答えますか。難しいですか。専門的で。三原係長。

◎ 林政係長（三原知明）

風評に関しましては、あくまでも森林の生育障害の発生が町有林ではなくて、個人の所有物なものですから、その方への財産の価値としての影響を考えて限定した公表はしてこなかったところです。ただ、今回、バイオマスの計画等ありますので、そういった材、将来出るにあたって活用はしていけるとは考えています。

◎ 委員長（谷口康之）

1 番、西山委員。

◎ 1 番（西山和夫）

そういう認識なら、私たちが間違っていたということになるんだよ。その人のために、要するにここが民有地で私のものだと、生長不良木と公表すれば、全体の価値が下がるから公表をしないように行政が気を使った、我々が気を使った、造営業者が気を使ったということなの。じゃないでしょう。近隣の町の事例をみれば、1つあれば、どんどんどんどん移る可能性があるということなんですよ。移るとは言いませんよ、どんどんどんどん。可能性を抑えるために、やっぱり生長不良木があるところは、要するにある程度、駆除しましょうということで、それ以上、広がらないように枝打ちなり、消毒なりするわけでしょう。その範囲、徹底的に消毒するわけでしょう。基本的には。町有地なら。民有地だから広がらないようにしてそれで終わりなの。風評を広げないようにして終わりなの。あとは民有地だから枝打ちしようが、消毒しまいがそれは関係ないの。行政ってそんなものなの。私のものだったら手をかけないの。やっぱりそれはお互いの話合いで、何とかしましょうよと、まず、前座があるんじゃないの。結論として、町は何もできないのかもしれないけど、そしたら、説得するくらいのことではできると思うんだけど。これを投げておいたら、風評被害、どこかでまた広がるんじゃないの。そのためにもバイオがあるから、自分的にはそういう生長不良木のあるのものは、根っこから駆除しないとなかなか大変だというから、商品価値もぐっと下がるということであれば、チップにして、エネルギーにして使用した方が、それは町で買い上げるというスタイルにした方がいいんじゃないのと思ったので、バイオもけしかけたつもりもあるし、いろいろな議論の中で、やっぱりこれからの時代もあるけれども、そういうつもりでやったという人もいるんじゃないの、中には。まず、それを片付けましょうということで。

◎ 委員長（谷口康之）

藤谷課長。

◎ 産業振興課長（藤谷 亘）

私の方も詳細についてはまだ掴めていませんけれども、今後、この事象については、まず、地権者とも話をしながら、現状をもう1回、調査をしながら、前向きにできるものはできると、やれるものはやるということで、やはり地権者もいることですから、十分、やっぱり被害が拡大しないような方向でですね、詰めていきたいと思います。

◎ 委員長（谷口康之）

1番、西山委員。

◎ 1 番（西山和夫）

予算付けてくださいよ、是非。調査費、とりあえず、調査しましょうよ、民有地でも。まず、調査をして、それ以上、拡大しないようにどうしたらいいのか、いろいろな問題も出てくるかもしれませんけれども、まず、調査をして、把握して、どの程度まで分布しているのか、そして、それをどうやったら駆除できるのか、お互い知恵を出し合って議論しましょうよ。

◎ 委員長（谷口康之）

ちょっと暫時休憩します。

（ 休憩 午前11時36分 ）

（ 休憩 午前11時36分 ）

◎ 委員長（谷口康之）

休憩を取り消しまして、再開致します。

次、どなたか。10番、伊藤議長。

◎ 議長（伊藤政博）

一次産業の町の中で、農業が主体、水産業も頑張っていますから、いろいろな課題がかかわっていますけれども、更には、林産も進めたいということで、議会もいろいろな形で提言をさせていただきました。そういう形で、教員住宅ですとか、バイオマスが実現してきてですね、先ほど町長の答弁にもありましたとおり、ある意味では、川下の方では、そういう動きが少しずつ出てきたかなという感じがします。しかし、川上の方は、生産者の方で言いますと、なかなかそれに対応した動きは、まだできてきていない。下の方で一生懸命、製品が動き出したときにですね、燃料を供給していただきとなったときに、山の経営が非常に今、行き届いていないものですから、そのときに提供できる良質な材料がないという状況になるんだろうなという懸念があるわけです。そういう中でですね、今年の確か2月頃だったと思うのですが、森林組合なり、町の産業振興課も一緒にですね、山林所有者を集めてですね、今後のあり方についての説明会がありました。具体的に言いますと、まず、山林所有者の皆さんに山林の経営計画を立ててくださいと、その計画に基づいて、集団で施業してですね、保育・育林をしていきますよというお話をいただきました。その森林の経営計画をまず立てていただくんですよということを質問させていただきました。それを作るために我々が森林組合なり役場に出向いて作るんですかといったら、いやいや、担当者がそれぞれの山林所有者に出向いてですね、その計画を立てさせていただきます。そして、それらの計画を基にそれぞれ施業していきますということになっています。実際にそういうことで施業も動いています。林業施業道ができてですね、その周辺をやるという形が今、町内で年間2カ所程度ずつ進んでいるわけですが、年間2カ所で何h a ずつやっていくのか具体的な数字は掴んでいませんけれども、それではなかなか全ての山林所有者のところに回ってこないし、まず、第一に森林経営計画を作成、本当に全てしたん

ですか。全然それ動いていないように思うんですね。私のところにも来ていませんし、私自身も大変やりたいなと思ってくるのを待っているのですが、なかなか来ない。そして、実際に施業するにも1つの地域がまとまらないとできないわけですから、そういう話合いの場も作られていないという状況です。是非ともですね、いくら製品が動くような状況になっても、知内町の山から出されるものが良質な木材でなければですね、それは価値がないわけですから、今の被害木の話もありました。被害がありましたよだけではなくて、やはりそこは取り除いてですね、広がらないようにするのが、1番委員の主張も当然のことだと思いますし、そういう意味で、もう少し山林所有者に対してですね、まず、情報提供をすべきだろうと思うのですが、現状どうなっているのか、森林計画のどの程度、進捗されているのか、それから、年間に行われる施業というのは、今、年間どの程度のペースで進んでいるのか、そういうことで、本当にやりたいという人がたくさんいたら、それに対して、今までのペースでは多分、間に合わないと思うので、どんな形を別な手段があるのか、3点について、お尋ねします。

◎ 委員長（谷口康之）

三原係長。

◎ 林政係長（三原知明）

お答えします。まず、森林経営計画ですが、町としましても、今年2月に森林所有者に向けて行いました制度の説明会などの場でご説明をしたところです。実際の経営計画につきましては、今年度の4月1日から有効ということで、森林組合の方から2つの経営計画の認定請求があったところです。その計画につきましては、今年度の4月1日から5カ年の施業計画ということで、森林組合が組合員に成り代わって、町内を大きく2つに分けてですね、経営計画を作成したところとなっております。その経営計画の中では、私有林の森林所有者の約8割から9割はカバー、参加されているという状況でありました。森林組合の方からですね、全員の所有者に説明と言いますか、直接お会いして説明して、ちょっとそこまでは聞き取っていなかったもので申し訳ありません。それから、町としましても、そういった制度ですとか、補助金の関係もございまして、できるだけ情報の提供の方は進めたいと思います。

それから、施業の内容、私有林の施業の規模と申しますか、施業につきましては、今年度大体40haくらいの間伐、また、植栽が5haくらい、あと、下刈りが37haくらいということで、森林組合の方と連携を密にして施業内容を把握しているところです。

もう1点、私有林の所有者、特に行政の方で上限を設けているわけでもございませぬし、あくまでも、保育、間伐ですとか、そういった保育が必要なタイミングで森林組合の方である程度プランを作ってですね、施業を進めていますので、毎年、一定のペースでいくとも考えておりませぬし、それは増減して当然だと考えています。以上です。

◎ 委員長（谷口康之）

10番。

◎ 議長（伊藤政博）

今、お話を聞きますと、森林組合が経営計画を立てに来ますよと私は認識していたんですが、なかなかそうではないみたいですね。逆に言いますと、自分のところで間伐なりそういうことをしてもらいたいということであればですね、森林組合に申し出てですね、そういうことをやっていただくようにこちらから仕向けなければならないということですね。私は2月の説明会では、森林組合が伺いますと言ったものですから、それを期待していたんですが、そうではないとまず、認識してよろしいですか。

◎ 委員長（谷口康之）

三原係長。

◎ 林政係長（三原知明）

森林組合の具体的な動きについて把握しておりませんでした。申し訳ありません。ただ、森林所有者と森林組合というのは、対等など言いますか、関係だと思しますので、所有者の方からあげていくことも必要ですし、組合の方からこういった制度が変わった時期でもありますので、そこは丁寧に説明すべきだと思いますので、その点につきましては、森林組合の方にもそういった活動をより行うように、検討するように働きかけていきたいなと思います。以上です。

◎ 委員長（谷口康之）

10番、伊藤議長。

◎ 議長（伊藤政博）

前から林業振興ということを私自身も議会で何度か発言させていただいています。その中で、今の森林組合の体制についても、いささかの疑問を持ってお話をしたことがあります。正直申しますと、今の森林組合というのは、町から委託を受けてですね、様々なパークゴルフ場とかですね、いろいろな周辺の整備等の委託費で、それと、町有林の委託事業で大体経営を賄っているというような実態であります。なかなか、本来である、山林所有者の組合で森林を育林しながら経済的な効果を高めていくという、基本的な姿勢、今、いささか欠けるんじゃないかなという気がずっとしております。たまたまここ何年か、町の方がこういう形ですね、林業振興ということを打ち出してきて、少しずつそういうことについても森林組合は目を向けていただいているとは思いますが、長年やはりそういうことをやってきていないこともありまして、やはり林業経営に対するノウハウをいささか森林組合は他の森林組合と比べて劣っているような感じも致します。今年10月ですか、確か森林組合も下川町の方へ視察に行くということもありますので、新たな動きを期待しているわけではありますが、町の方も様々な形で委託費を出しているわけでもありますので、是非とも森林組合本来の機能を果たせるように、指導監督をしていただきたいなと要望して終わります。

◎ 委員長（谷口康之）

ちょっと暫時休憩致します。

（ 休憩 午前11時46分 ）

（ 休憩 午前11時47分 ）

◎ 委員長（谷口康之）

休憩を取り消しまして、再開を致します。

1番、西山委員。

◎ 1番（西山和夫）

先ほどの涌元の件ですけれども、一部調査をかけたのか、全体で調査をかけたのか、お尋ねします。

◎ 委員長（谷口康之）

三原係長。

◎ 林政係長（三原知明）

ご説明します。町内一円について35カ所の調査をしております。

◎ 委員長（谷口康之）

1番、西山委員。

◎ 1 番 (西山和夫)

その35カ所のうちに、その涌元周辺の1カ所、伐採したところから要するに半径ほどのくらいに拡大しているんですか。

◎ 委員長 (谷口康之)

三原係長。

◎ 林政係長 (三原知明)

お答えします。涌元の伐採した箇所からですね、点在して調査地を設けておりますので、半径いくらというちょっと表現ではないのですが、涌元の山側全体に点在する形で調査地を設けています。以上です。

◎ 委員長 (谷口康之)

1番、西山委員。

◎ 1 番 (西山和夫)

基本的なことをもう一度確認しますが、今、涌元に発生したということで、それは根本は知内にいなかったんでしょう。それが要するにどこかから飛んできた。近隣の町にはあるということで知れ渡っていますけれども、どこかから来て、涌元に住み着いて、一部に存在すると。これからそれを放っておけば、更に全体的に広がる可能性があるだろうということで、我々は風評被害という認識をしています。先ほどの係長の説明では、民有林の所有者の価値観が下がるだけだという話がありましたけれども、それでは風評被害と言いません。なぜ、風評と我々が危惧したかというのは、全体を考えるからです。その辺、風評と考えるべきなのか、一部だけの価値観の低下と考えるべきか、その辺、お尋ねします。

◎ 委員長 (谷口康之)

三原係長。

◎ 林政係長 (三原知明)

お答えします。風評の考え方につきましては、1番委員のおっしゃるとおりの考えであります。場所の特定に関しまして申し上げたつもりだったんですけれども、場所の特定に関しましては、個人の財産というものに配慮した考えを持っているということでもあります。以上です。

◎ 委員長 (谷口康之)

1番、西山委員。

◎ 1 番 (西山和夫)

いずれにせよ、初期にその生長不良木をやっつけるということが、まず大前提になるわけですから、初期手当として予算を付けて、まず、町が率先してそれを伐採する、これから出たところ、そしたら全て町でやるのかという話は別にして、まず、とりあえず、初期、小さいうちにその芽を根絶するという考え方で、是非、次年度予算を組んでその伐採に向けてエネルギー活用した利用を望みます。

◎ 委員長 (谷口康之)

それでは、そのほか何か質疑ございませんか。

質疑がないようですから、これで産業振興課関係の質疑を終わります。

ここで、昼食にしたいと思います。暫時休憩をしたいと思います。

再開は、1時ちょうどでございます。

(休憩 午前 11時51分)

(休憩 午後 1時00分)

◎ 委員長（谷口康之）

休憩を取り消し、再開をしたいと思います。

2番、木村議員。

◎ 2番（木村 一）

先ほど産業振興課の中で、私、不適切な発言がありましたので訂正をお願いします。虫という言葉を使いましたので、成長不良木という言葉に訂正をお願いしたいと思います。よろしくをお願いします。

◎ 委員長（谷口康之）

1番、西山委員。

◎ 1番（西山和夫）

同じく病だとかいろいろ表現しましたので、改めて成長不良木という発言に訂正願います。それと、隣の町名指しで言ってしまいましたので、それを近隣の町に訂正願います。

◎ 委員長（谷口康之）

ただいま、1番、2番委員より産業振興課の林業の方の質疑の中で不適切な発言を訂正してほしいという申し出がありました。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。それで、成長不良木という名称に改正しますので、よろしく願い致します。

次に建設水道課関係の質疑を行います。

8款土木費及び11款災害復旧費の2項公共施設災害復旧費です。主要施策説明資料については、14ページから15ページの質疑を行います。

質疑はありませんか。

1番、西山委員。

◎ 1番（西山和夫）

参考までに教えていただきたいと思います。浄化槽。基本的に下水道整備をするときに例えば、自分の住宅の前を配管が通っただけで、住宅のある人に負担金が生じるという、近隣の町でそういうちょっと紹介がありましたけれども、実際、我が町は、正規な基準からどの程度、町で負担して我々、使用者が優遇されているのか、その辺、お知らせいただきたいと思います。

◎ 委員長（谷口康之）

建設水道課長。

◎ 建設水道課長（佐々木孝幸）

今の浄化槽に関して負担金が発生するというご質問でございましたが、公共下水道、あと農業集落排水事業の下水道もそうなのですが、通常、受益者負担金というのを他の市町村は取っております。ちなみにですね、1宅地あたりだとか、1平米あたりだとか、公共枴1つあたりだとか、いろいろな単価があるんですけども、基準があるんですが、おおよそ10万円程度のご負担をさせていただいております。当町におきましては、合併浄化槽も町で整備すると。それと、それ以外、公共下水道と農集で整備する。町全体で汚水の処理に努めるというところで、その辺の受益者の負担金の徴収は良いだろうというような議論が過去にあったというふうに聞いております。以上でございます。

◎ 委員長（谷口康之）

8番、吉田委員。

◎ 8番（吉田峰一）

除雪事業のことでちょっと聞きたいんですけども、今の町の考え方で除雪の降雪時期、例えば、何センチになったら出動するんだ等々がありますけれども、例えば、北南道路、要するに西風が吹いたとき、横道路というんですか、その辺が非常に吹きだまり等があります。それで、その辺の除雪のパトロールというんですか、出動態勢というんですか、その辺についてお伺いしたいんですけども。

◎ 委員長（谷口康之）

建設水道課長。

◎ 建設水道課長（佐々木孝幸）

基準ではですね、15センチで出動ということになっているんですが、天候等を考えながら、委託業者については、早朝、町内を走り回って、その15センチにこだわりなくですね、支障が出てきたときに除雪の出動をするというような態勢を取っております。

◎ 委員長（谷口康之）

8番、吉田委員。

◎ 8番（吉田峰一）

昨年、この冬なんですけれども、非常に車の往来には差ほど順調というわけではなく、相当悪路の状況になって、2・3台、車が動けなくなったという形で、農家のトラクター等で移動をして、なおかつ、夜になってもその道路が完全なものでなかったという状況で、役場に連絡をして除雪してもらったという状況があります。今年も多分、この冬もそういう状況が出てくるんじゃないかならうかと思っておりますので、よくパトロールをしながら、降雪、それから、悪路の状態、それから、特に農道じゃないですけども、町道を農作業の農産物移動等に影響しますので、是非、その辺も注意して除雪体制、それから、悪路の整備にお願いしたいと思っております。

◎ 委員長（谷口康之）

それでは、次、1番、西山委員。

◎ 1番（西山和夫）

予算の中でも24年度の反省を基にということでお話ありましたがけれども、住宅建築物の耐震化の現況なんですけれども、結果として、24年度、27年度までに90パーセントの目標数値、一応、立ててはいますけれども、一応、24年度の数値的なもので表すと、どのくらい、全くゼロという認識でよろしいですか。

◎ 委員長（谷口康之）

建設水道課長。

◎ 建設水道課長（佐々木孝幸）

ご説明申し上げます。結果、24年度に関しましては、ゼロでございました。それを受けまして、今年度はですね、広報誌並びに固定資産の納付書と一緒にですね、制度説明文書を送付して、周知を図ってございます。以上でございます。

◎ 委員長（谷口康之）

1番、西山委員。

◎ 1番（西山和夫）

今年度はそういう感じで動くということ予算の中でも発言されておりました。けれども、なかなかそれでもどうなんだろうなというちょっと心配があるんですけども、土日・祭日等の職員のそういった対象物に対しての直接のアンケートなり、そういう訪問をした中で、現況等、また、いろいろなアドバイス等をしたらいいのかなという気はするんですけども、やっぱり職員の土日・祭日の動きというのはまずいんでしょうか。

◎ 委員長（谷口康之）

建設水道課長。

◎ 建設水道課長（佐々木孝幸）

土日・祭日の動きについては、必要であれば別にまずいというふうには考えておりません。ただ、周知度からいきますと十分周知されているのかなど。それで、今後はですね、制度については周知しておりますので、必要性について周知をしながら、それで効果が挙げられなければ、次の手、戸別の訪問も含めてですが、考えていきたいなというふうに思っています。

◎ 委員長（谷口康之）

1番、西山委員。

◎ 1番（西山和夫）

27年度までそれなりのきつと皆さんの意向、どういう意向だったのかという、やっぱり結論的なものは出さないとまずいんだろうなと思うんですよね。それで、例えば、自分も対象物に入っているということなんですけれども、自分で今のところはそういう調査を求める気もありませんし、今のところですよ、いろいろと項目別に果たしてその人がどういう考えでいるのか、その耐震化に向けて町の補助等があるのであれば、今後、検討したいとか、今のままでいいんですという感じなのか、やっぱりそういう調査によって、その人がどういう判断を下したかという、やっぱりある程度、資料的なものを揃えて、27年度の結果ゼロでも、目標90パーセントいかない今の現状の65パーセントですか、それ以上、進行しなかったときのためのやっぱり町民の考え方というものも、やっぱり議会で示した方がいいんだろうなという気がするんですけれども、その辺、どう考えますか。

◎ 委員長（谷口康之）

建設水道課長。

◎ 建設水道課長（佐々木孝幸）

委員おっしゃるとおりだと思います。昨年度は実績ゼロでございました。今年度におきましても、今、現在、まだ申し込みございません。このままですね、ゼロゼロのまま、予算を取りながら、最終的に不用額で計上していくのがよろしいかという、なかなかそれは正しいことではないというふうに認識しております。ですから、今、委員おっしゃったようにですね、どこかの段階で意向調査というものは必要になると思います。ですから、早いうちに、来年度、今年度の結果を見ながら考えていきたいなというふうに思います。

◎ 委員長（谷口康之）

そのほか質疑ございませんか。

質疑がないようですので、これで建設水道関係の質疑を終わります。

ここで説明員の入替えを致します。

次に教育委員会関係の質疑を行います。

10款教育費です。主要施策説明資料については、16ページから18ページまでの質疑を行います。

質疑はありませんか。どなたか質疑ございませんか。

1番、西山委員。

◎ 1番（西山和夫）

附表の16ページ、貸付けについてお尋ねします。9番委員、監査の段階でちょっとお尋ねした部分なんですけれども、この調整額、改めて107万7千円、これについてお尋ねします。

◎ 委員長（谷口康之）

村上次長。

◎ 教育次長（村上芳二）

附表の16ページ、貸付金の奨学資金の調整額の欄でございます。前段で24年度で108万円の不納欠損処分をさせていただきました。この108万円につきましては、この調整額の欄で整理されるところでございます。今、おっしゃったとおり、数字では107万7千円となっております。実は、平成23年度の現在高でございますけれども、昨年度までの持っている出納室の数字と委員会との数字の中で、1千円以下の端数処理の関係で、3千円、実はずっと合わなくなってきました。今回、その数字を教育委員会が管理している数字に合わせていただきたいということで、この欄で3千円の部分を調整させていただきたいということをご理解をいただきたいと思っております。以上です。

◎ 委員長（谷口康之）

1番、西山委員。

◎ 1番（西山和夫）

すみません。もう少し具体的に。9番委員に答弁したように、改めてお願い致します。

◎ 委員長（谷口康之）

村上次長。

◎ 教育次長（村上芳二）

今回、欠損処分をさせていただきました生徒につきましては、2件ということで、額にして108万円ということになってございます。前段で説明を申し上げましたけれども、重複する部分はあると思っておりますけれども、よろしくお願ひしたいと思います。実はこの平成2年から5年にかけて貸付けをしたところでございまして、本来であれば、平成6年から償還をしなければならなかったものでございます。それが償還実績がないまま現在に至っているということで、相当数年数が経過しております。それで、この貸付けを受けた2名の方について督促状等送ったんですけれども、居所不明ということがございました。保護者につきましても、10数年前から知内から離れて所在が分からないというような状況の中で、この2件については、回収は困難であるということでございまして、奨学資金の減免に関する実施基準、実は作らせていただきました。この実施基準の中で、この回収困難に該当する2名の方の欠損処分を平成24年度で処理をさせていただいたということでございます。なお、連帯保証人2名おりますけれども、1名につきましては、函館市に住んでおられまして、高齢者で年金生活をしておられる。それから、もう1名の方については、涌元に住んでございます。大工の細々としたアルバイト等をやっている、低所得者ということで連帯保証についてはちょっと困難であろうということがございまして、この2件の欠損処分につきまして、昨年4月の奨学資金運営委員会で審議をしていただき、更には翌月5月の教育委員会議で審議をいただきまして、欠損処分については、やむを得ないという結論に達し、欠損処分をしていただきました。以上でございます。よろしくお願ひします。

◎ 委員長（谷口康之）

1番、西山委員。

◎ 1番（西山和夫）

地方議会人という、我々、本を取っているんですけれども、その中にですね、滞納者が長期に行方不明になった場合や滞納者が死亡して相続人がいない場合などの事態が生じた場合においても、時効の援用がなされない限り、不納欠損処分を行うことはできません。

自治法96条1項10号の権利放棄の規則ということで、法律もしくはこれに基づく制令または、条例に特別の定めがある場合を除くほか、権利を放棄することの条例に特別の定めがある場合にに基づき、私債権管理条例、議会の議決に基づき制定し、債権放棄をし、不納欠損処分をすることができるということで、本年7月施行した債権管理条例、これに則れば、確かにこれを読む限りなんですけれども、これを読む限りは、この本年の債権条例制定しましたので、私債権も処理できるんだらうなという思いがあるんですけれども、今、次長の説明の中で、奨学資金の減免に関する実施基準ですか、これは条例の中で見ますと、奨学資金の猶予及び減免とありますよね、第8条。これでいけば、それらしきことは書いているんですけれども、ただ、規則なり、附則がありますけれども、その落とし方の詳細、例えばですね、奨学生が死亡、傷病、または、災害その他特別の理由により、貸付金の償還が不納であると認められたときは、償還金の全部、または一部納付を猶予し、または減免することができるという書き方をしているんですね。これで今、次長が説明する余りにも雑ぱくすぎるので、こういう実施基準を設けましたということで、条例制定をして初めて今の確かに総務のときに配った資料だということで、自分持っているんですけれども、あります。ただ、これは議会にかかっていませんよね。この辺の整合性というのは大丈夫なんですか。

◎ 委員長（谷口康之）

村上次長。

◎ 教育次長（村上芳二）

今、委員おっしゃったとおりでございますけれども、この実施基準につきましては、奨学資金の貸付条例の8条に奨学資金の猶予及び減免に関する規定がございます。従来、この条例だけでその詳細については規則等では述べてございません。ただ、実はこの実施基準を作らせていただいた始まりについては、実は22年の決算審査委員会で議会から回収不能の債権について、何とか検討していただきたいというような、私どもにとってはすごく貴重な意見をいただいたところでございます。それで、本来、貸付金でありますから、返していただくということが前提でございますので、これは返ってこないという前提での例えば、規則だとか、そういうのは本来つくれないと思います。ただ、そういうような意見をいただきましたので、委員会として、教育委員会議、あるいは、奨学資金運営委員会等に実はこういう意見をいただいたので、奨学資金の減免に関する実施基準を作らせていただきました。総務の所管でも一応、ご説明をさせていただきました。いろいろ意見もいただきました。同じ町の税、あるいは、私債権である奨学資金等の欠損処分にあたっては、教育委員会は教育委員会ということでやるのではなく、一つのきちんとした方向付けを持ってやっていただきたいと、公平・公正の欠けないようにやっていただきたい、そういう意見をもらいながら、今回、居所不明ということで、どうしても回収までには至らない、この2件について、欠損処分をさせていただきましたということでご理解いただければと思います。

◎ 委員長（谷口康之）

1番、西山委員。

◎ 1番（西山和夫）

次長言われたとおり、自分もその1人ですよ、これを何とかせやということで、取れないものであれば、もう経過も経過なので、早々にそれなりの手当てを打つべきだろうという発言もさせていただいたのも事実ですし、今回、落とそうということに対して、どうのこうのじゃないんですよ。ただ、あくまでもやっぱり議会で法的な根拠に基づくものであ

れば、それはそれで結構なんですけれども、ただ、これには固定資産税も減免措置があるんですね。総務の方おりませんか。税務の方でも固定資産税の減免だとか、いろいろ条例あるんですよ。けども、今まで減免措置というのは、地方税法の中で不納欠損という形で落としています。今、教育委員会がやろうとしていることがもし、正しいのであれば、これも使えるということですか。不納欠損で、税の方もこれを使って、要するに減免、若しくは、何かその他の特別な事情がある場合は、町長の判断で落とせるといろいろあるんですけれども、不納欠損、あくまでも、地方税法の不納欠損を処理しないで、もし、やるとすれば、どういう手順になるんですか。不納欠損、今、地方税法でやっていますけれども、その地方税法の15条だとかいろいろある中でやらないで、もし、この条例の減免を活用してやるとすれば、どういうスタイルになるんですか。

◎ 委員長（谷口康之）

総務企画課長。

◎ 総務企画課長（手塚恵一）

ご説明致します。税の方の減免規定、条例にあります。それで、その年度、課税をしましたけれども、生活保護受給開始になって、負担能力がないとなると、その条例を使って減免をします。要するに1回、課税したものを落としますので、落とすというか、課税したものがなくなることになりますので、減免は。ですから、不納欠損ということは発生してこないです。課税したものを減額してしまいます。

◎ 委員長（谷口康之）

1番、西山委員。

◎ 1番（西山和夫）

要するに根本から不納欠損、要するに全額落とすということは、減免の中ではありえないということですか。

◎ 委員長（谷口康之）

総務企画課長。

◎ 総務企画課長（手塚恵一）

税の方の関係で説明させていただきますと、税の方では課税をして理由があって、滞納になっている。滞納になっていった中で、いろいろ理由が発生して、処分停止だとかの対象になるような理由が発生して、処分停止だとかして、最後、不納欠損、地方税法の規定に基づいて、不納欠損します。

◎ 委員長（谷口康之）

1番、西山委員。

◎ 1番（西山和夫）

減免の中で、要するにいろいろと地方税法、その15条だとかで、3種類、3年間で停止だとかいろいろありますけれども、中身的には困窮者、生活扶助と同じなんですよね。要するにこれで減免することができるということは、全額減免も免除というものもありえるわけでしょう。免除と不納欠損、全部落とすというのと捉え方は違うのかもしれないけど、減免の方では、あくまでも不納欠損みたいなスタイルで、全額落とすということは、まず、できないという認識でいいんですか。私はできると思っているんですけども。できないということ。

◎ 委員長（谷口康之）

暫時休憩を致します。

（ 休憩 午後 1時25分 ）

(休憩 午後 1時27分)

◎ 委員長 (谷口康之)

休憩を取り消しまして、再開致します。

1番、西山委員。

◎ 1番 (西山和夫)

この条例でいけば、あくまでも、今年度の減免はできるけれども、滞納部分については、馴染まないということで、税の方は地方税法の中でやりくりしているということになります。ということになれば、この教育委員会、あくまでもこれは滞納ですよ。要するに支払い滞っているわけですから。借金なわけですよ。借金に対して、そしたら、減免が馴染まないということになるんでしょうけれども、その辺の判断は。

◎ 委員長 (谷口康之)

村上次長。

◎ 教育次長 (村上芳二)

先ほどご説明申し上げましたけれども、貸付金でございますから、本来100、貸したものは全て返ってくるということの前提で私も事務を進めてございます。そういう関係から、欠損処分、例えば、減免を前提とした規則等については、整備してございません。ただ、今回、私会計の中で、居所不明、あるいは、時効等も完成してございます。そういう中で、この貸付金の処理をするとした場合に、欠損処分に関する基準がいいのか、あるいは、また別の基準がいいのか、その辺、いろいろ悩みましたけれども、結果として例えば、中には事情により全額免除をしなければならない人、あるいは、一部、減じてあげなければならない、そういう人方が想定されましたので、減免という言葉での基準を作らせていただいたところであります。以上でございます。

◎ 委員長 (谷口康之)

1番、西山委員。

◎ 1番 (西山和夫)

だから、それが馴染むのかということなんです。次長、落とすということではないんですよ。ちゃんと不納欠損なら不納欠損らしき手続、条例を整備して落としたりいいんじゃないか。まして、本年度、私債権も落とせる条例ができたわけですから、本年度でやるとか、何とか手を打つたとか、それとも、あくまでもこの決算でやるということであれば、新たに条例を整備してそれなりの措置をするということがやっぱり正しい方向性だと思う。この監査の意見書見たって、どうやったって意味あるような感じじゃないですか。この書き方というのは。気になりませんか、これ。処分にあたっては、徹底した調査、厳正に処分されたい。または、一部書類の中で整備されたい。何かあるんでしょう、これ。だから、監査委員にはあえて質問する、自分もそういう立場にいましたので、あえて答弁どうのこうのと求めたくなかったものですから、今回、今やるわけなんですけれども、ただ、100歩譲って、落とすということになれば、自分的には、5件あるわけですよ、227万円ですか、まだ。これもいずれやるんでしょう。やらざるを得ないんでしょう。まして、償還実績あるもの、25件、24年の3月末の決算でいけば、23件なんです。償還実績のあるもの。これも930万円あるんですよ。この人たちだっていずれ今回、税の方でやりましたけれども、やっぱり時効だとか何とかいう前に、やるべきことをやっていけば、時効停止かけられるわけですよ。やるべきことをやらないできたから、要するにこうなった。前に町長に言いました。体質。井の中の蛙というか、どうもここ役場だけの世界、別世界になっているような気がするというのはそこにもあるんです。やっぱり全体的

に総合的に判断をして、落とすものは落とす、そして、これらをそしたら将来どうするのか、それらも含めながらやっていく、そして、もし、その次長が言う、整備した条例ですけども、この中には実施基準ですか、減免に関する基準があつて、第1順位・第2順位・第3順位とあるんですよ、保証人。これらに全て手続、それら催促なり、督促なり、納付制約なり、いろいろ手段、改善するということで、実施基準作ってきたわけですから、今、この償還の償還実績のあるもの、期間後、未納者の状況の話ですよ、償還実績があつても、やっぱり償還、最終年度切れて、まだ、多少なりとも動いてはいるけれども、これだけの人が9百何十万円というのが滞っているんだと、そういう人たちにも徹底して時効を発生しないために、こういう基準を設けたわけですから、やっぱりこれを生かしましょうよ、ちゃんと正規に。そして、こういうふうにやるんだよということで、今、税の方走っているわけですから、納税に対して。やっぱり教育委員会もないがしろにしないで、それなりの基準を作ったのであれば、基準に則って、徹底的にそれこそ台帳の整備だとか、管理だとか書いてあるわけですから、この基準をまず、ちゃんと生かして、そして、極力時効のないように、そういうことで最終的にどうしようもないということで提案をして、不納欠損なら理解もしますけれども、確かにやれとけしかけたのは自分も1人に入っていますから、落とすということに関しては理解しています。この中身に関しては。ただ、やり方というものはやっぱり条例もあるわけですし、規則もちゃんとした規則があるわけですから、それらに則って整理するものは整理して、落とせなかったら次年度まで、25年度まで待つてやりましょうよ。

◎ 委員長（谷口康之）

村上次長。

◎ 教育次長（村上芳二）

只今、1番委員からご指摘されたとおりでございます。それで、今後、同じような事案の発生につきましては、実は今年の7月から施行されました債権に関する条例、この条例の中で、整理すべきものだと思っております。ただ、この実施基準につきましては、以後、使われないこととなりますけれども、滞納者にあたっての対応等につきましては、この基準とも十分、踏まえながら滞納者、あるいは、貸付けを受けた生徒・保護者・それから連帯保証人の方に対応していきたいということでご理解をいただきますよう、よろしく願いします。

◎ 委員長（谷口康之）

そのほか、ございませんか。

4番、松井委員。

◎ 4番（松井盛泰）

本当に単純なことで教えていただきたいと思いますが、監査委員の指摘事項というか、監査意見書を見ればですね、居所不明ということになって、今回、107万7千円。ただ、徹底した調査を持ってというようなことなんですね。平成2年から5年に貸したものを今、不納欠損で落とそうとしている。今までの20年間、何やっていたんだろう。それと、保証人はまだどっちも生きていますよ。支払能力あるとかないとかの問題ではないんですよ。保証人というのはそういうものでしょう。ずっとこれからも20年置いておいたやつが保証人の支払能力ないといったら、どんどんこういうやつ全て不納欠損の処分をしていかなければならないような状態になってしまいませんか。私は保証人というのは、支払能力あるない関係なく、きちんとやっぱりもらうものはもらわなければならない、それらを全部したあと、どうしてもということになったら、こういう手法をとっても仕方ないと

思いますけれども、20年間1つもやっていなかったということでしょう。これからまた予定してくるものも今、全く同じような状態になるということでしょう。それなら全く理解ができないことだと思いますが、教育長の判断、お尋ねしたいと思います。

◎ 委員長（谷口康之）

教育長。

◎ 教育長（田中健一）

今回の2件の奨学金の欠損に関してご意見をいただいているんですけども、最初、監査委員のご意見をいただいた中で、我々が作った実施基準そのものがきちんこの債権を回収するために機能しているものになっていないというふうにご指摘を受けました。よって、先ほど村上次長がお話しましたように、町の債権の管理条例等に則った方法にやっぱり見直していかなければいけないだろうとは思っています。ただ、20年間何もしていないというご指摘を受けたんですけども、実際には昨年、一昨年含めまして、お宅まで、お宅と思われるところまで尋ねてみたこと何度もあるんですけど、全く接触ができなし、住んでいるかどうかも分からないし、そういう状況を踏まえながら、ここに至ったということだけご承知おきしていただければありがたいと思います。単に郵便物を送って戻ってきたから居所不明と判断をしたのではなくて、それぞれ足も運びながら、それぞれの知人からの情報も得ながら、これらのことに至ったということだけご理解していただければありがたいと思います。以上です。

◎ 委員長（谷口康之）

質疑ございませんか。

質疑がないようですので、教育委員会関係の質疑を終わります。

以上で各課毎の歳出に関わる質疑が一通り終わりましたが、歳出全般にわたっての質疑漏れの方ありませんか。

1番、西山委員。

◎ 1番（西山和夫）

文化交流センター、いろいろ議論をしながら、議会でも将来的にはという条件の中で、教育委員会なり、消防なり、何かしらの有効な手当が出た場合、そっちの方向でということ苦言は指しているところなんですけれども、今日、昼休みちょっと寄ってきたら、アンパンマンクラブが、こっちを解散したわけではない、あっちでもやっているということで、両立てでやっているということで、管理人も保育園の園長になった気分だという話の中で、それだけ活発に利用されてきたのかなという気はしますけれども、ただ、利用率も年間にすれば2千人超えているような状況でありますけれども、ただ、簡易的な利用、展示だとかいろいろやってても、やっぱり集客能力がないというか、ただ、利用しているという面が違う部分で見えてくるものですから、ある意味、そういう子どもなり、また、違った利用方法が今、何とは言えませんが、もう少しやっぱりあそこが、やっぱり小学校跡地なので、活発化できるような、そういう賑わいのあるような箇所にしてもらえれば、地域の人でも大変、潤うんだろうなという気がしています。それと、グラウンドなんですけれども、以前、春先だったと思うんですけども、整地している状況見ました。それで、町の予算かなと思ったんですけども、あれはボランティアでやっているという話を聞いたんですけども、もし、それが本当であれば、ボランティアでもいいんでしょうけれども、ただ、活動的には、グラウンド使用に対して、不具合というのはないのかということ聞いてみたんですけども、やっぱり少年野球の大会、町長誘致して、あそこも利用した経緯があるんですけども、やっぱりちょっと柔すぎるということで、バウンド、

いろいろ違うところもあるし、整地しても、またすぐあっちこっちに山、こぶみみたいな箇所も出るということで、それは旧中の川小学校からグラウンドの整備というのは難しいということでやっていたんですけども、やっぱりあそこをもう少し、もし、この先、10年先ですよ、10年先、あそこで頑張るんだということであれば、やっぱり少しずつ改善するものは改善して、利用効果あるものにしていく、それでないと、もう潰す時期に来てしまう。早くしないと。だから、もう少し何か活用方法あるのか、それとも、今のままの形態で、1つ2つアイデアを駆使しながら利用していくのか、判断をしてこれからの利用価値の方向性を探るということも必要になってくるのかなという気がしていたんですけども、その辺、教育長どうですか。

◎ 委員長（谷口康之）

田中教育長。

◎ 教育長（田中健一）

文化交流センターのことについてお答えします。ちょっとグラウンドの整地のことに関してボランティアというのは、ぼくもちょっと捕まえていなかったものですから、ここではお答えできないんですけども、活用の面に関してお話の方していきたいと思います。今、ご指摘のように、文化交流センター小学校の形のまま残っているんですけども、これを有効に活用していきたいというのは、同じ望みもあって、教育委員会としてもいろいろな角度から検討はさせてもらっています。それで、今年度の教育行政執行方針にも記入したと思うんですけども、恒常的な活動を願って文化交流センターの活用を検討するという文言も入れたのですが、実際には体験施設としてどう活用できるかということをも1つメインには置いています。それと、もう一つは体験施設を活用して運用するのに、教育委員会だけの窓口で果たしてそれが運用可能かどうか、これも今、ちょっと具体的な名前を出せないんですけども、民間の方とも検討をしながらその体験活動を社会教育施設として国の補助もいただけるような方向で、どう展開していくのか検討していますので、もうちょっとそのあたり時間をいただければ、少しの方向性は出せると思いますので、ご了承いただきたいと思います。

◎ 1 番（西山和夫）

1番、西山委員。

◎ 1 番（西山和夫）

それと、小学生でパソコンということで、いろいろ手当てしているんですけども、以前も申しましたように、やっぱり楽しみながら、また、ある程度、そういう資格というか、学校独特の資格を作りながら、それを目指して、1級・2級みたいな感じで、お遊びの中で、それを目指して活用していけば、更にパソコンの技術的なものが向上するだろうということで、以前にもお話をしました。まだそういう面が見えていないようですけども、やっていただきたいという気持ちは今も変わりませんけれども、教育長としてその辺の考え方、やるのかやらないのか、そろそろ結論付けていただければありがたいなと思いますけれども、やっぱり自分も子どもいて、小学生いますけれども、英語もそうなんですけれども、まだ単に触れる機会が多いなという場面だけなんですよね。やっぱり小学校6年生くらいになったら、ある程度、文章的なもの、表的なもの、いろんなグラフ的なものとか、もう活用できるのかなという思いしてたものですから、残念ながら、うちの子どもに限ってはできません。その辺もやっぱりそういう遊びを入れてやれば、ある程度、向上するのかなという思いがするんですけども、その辺、決着をそろそろつけていただきたい。やらなければもう質問しません。

◎ 委員長（谷口康之）

田中教育長。

◎ 教育長（田中健一）

今、2つのお話ですよ。1つはパソコンの活用方法について。これは前にも学校の様子を見ていただいたんですけども、これを拡充する方向で進めていきます。よって、具体的には、タブレットパソコンが、国の施策として確かあと10年か15年先だと思っておりますけれども、1人に1台配置して、紙の教科書をやめるという方向性がきつと近々出てくると思うのですが、当面、そういうような国の動きがあるとなれば、タブレットパソコンそのものがもう教科書代わりになりますので、子どもたちがそれを自由に活用していけるのはもちろんですけども、学校の現場の先生方が違和感を持たないで、その情報機器そのものを操作できるような環境づくりは、これからも整えていきます。前にはもう一歩二歩進めていきたいと思っております。

それから、2つ目の外国語教育に関してなんですけれども、1つは、学習指導要領という制約がございまして、小学校で行う外国語教育の内容と中学校から行う外国語教育の内容では、4つの観点のうち、聞く・話すだけに止まっています。書くという活動が小学校では取り入れることがないものですから、そういう意味では、聞く・話す活動ですから、ALT中心に、先生方を中心にゲームなどを駆使して進めてはいるんですけども、そういう現状で進めているということがまず1点です。それから、町の方は議会の方の応援もいただきまして、英語の推進協議会をつくって小学校3年生から行っているんですが、ある程度、課題も見えてきましたし、中学校に上がった段階で、昨年の資料の中で、英語に対する興味を失っている子たちが昨年度、随分、見えたものですから、これらのことを検証しないと、前から指摘があったように、下に下げるといふことにはなかなか踏み切りづらいなと思っております。よって、今、小学校3年生から特例校をもらって進めているんですけども、この期間がまだ残っていますから、この期間の中で小学校3年生から外国語教育を進めていって、中学校への橋渡しと、中学校で受け取ったときのスタートカリキュラムと、高等学校でのカリキュラム作りと、これあたりは視野に入っていますので、充実しながら小・中・高とつないでいくような計画は、英推協の中でも立てていますので、これあたりは確実にここ1・2年の間に進めていけると思っております。以上になります。

◎ 委員長（谷口康之）

1番、西山委員。

◎ 1番（西山和夫）

以前、総務の所管の中でちょっと自分も入って、小学校のときは英語好きだけでも、中学校に入れば嫌いになるんだよなど、文法的なもの、それは教育長も認識していたようで、何とか改善するという事で、取り組んでいるということなんですけれども、所管上の問題もありまして、英語に対してはあまり言えませんけれども、ただ、民間でも英語教育したいなという取り組みもあるようなので、これからというのは、就職、または、国際交流、文化等の観点から、自分もですね、今、英語をしゃべれば、どんなに世界が変わるだろうなという思いをしておりますし、海外にも行かせたときに、それは痛感したところです。今回、役場の職員も海外派遣あったそうですけれども、多分、同じ考えだと思います。英語しゃべれば、まだ視野が広がるだろうなという思いがあるだろうし、あくまでも、田舎だから遅くていいんだとか、学力が低下していいんだという考えは当然ありませんし、田舎だから逆に高くなければ、なかなか都会と競争していけないだろうなという思いもあります。そういう意味で、秋田県、学力テストナンバー1維持していますけれ

ども、北海道残念ながら、下位の方ですけれども、北海道全体で今、取り組みを新たにしているところなんですけれども、英語教育もそういう意味で田舎から発信するような、やっぱりそれは以前から言っているように、幼稚園から、保育園からという、耳からという思いでありますので、何とか教育長の方向性が変わっていただければ、今でもありがたいなと思っているんですけれども、なかなか教育長も頑固で、譲りませんけれども、その辺はまた所管でいろいろ提言をさせていただきたいと思いますので、よろしくお願ひ致します。

それから電気なんです。総務のときにも言いましたけれども、見える化ということで、LED、それなりにそろそろ考えてくれということなんですけれども、知内小学校、電気ですよね、灯油部分というのはなかなかない。これから、今、北電が電力を値上げして、これから電気料金どういう形になるのか、ちょっと想像つきませんが、資料確認した中では、24年度決算で、最大、ちょっと80何万円だったと思うんですけれども、知内小学校、高いです。何年か前の決算のときは、60万円位だったような気がしたんですよね、それが要するに20万円位上がっている。これから、また料金が上がれば、また更に上がるんだろうなという気がしています。そういう意味で、やっぱり自治というのは、恵まれているというのは国の助成もあるわけですよね。以前にも町長に言いました。きめ細やかなということで、他の地区は、太陽光プラスアルファ、別な補助金も入れて100パーセント補助でやったところあるというお話をさせていただきました。ただ、その抱き合わせの補助が今でもあるのかちょっと分かりませんが、やっぱり義務的経費を減らせば、いろいろな学力に投資できるんですよね。何とかそういう考えの下に、そういう圧縮できるものは、自治の金で国の補助を受けながら、過疎債等を使えば30パーセントでできるわけですし、それにプラスアルファ、まだあれば、まだそれ以下で済むわけですから、何とかその辺の整備を急いでいただきたい。

そして、ちょっと話変わるんですけれども、いろいろ町長の政策で、中学校まで医療費無料になったとか、あと、保育園だとか、いろいろ前町長からケアされている部分、随分、助かりますという話は聞こえてきます。今、これから話す内容というのは、自分もちょっと疑問な部分もあるんですけれども、ただ、ちょっと父兄の方から言われたことは、中学生に入学するときに、多々、お金の出費があるんだと。今、消費税が上がる、景気が良くなっているとはいえ、田舎はまだ共働きだという中で、いろいろと制約がある使い方を家計の中ではしなければだめなんだと。そういう中で、今、一番、ネックになっているのが、中学生の上がる段階で揃えるいろいろな全体の話ですよね。それにお金結構かかるんだという話の中で終わっちゃったんですけれども、結構、かかるという中身がどのくらいだというのがちょっと確認していないんですけれども、中学生に上がった段階で、当然、教科だとかいろいろかかりますけれども、どの程度、町で応援できるのか。その教材等、お金かかっているんですか。かかっていない。かかる部分というのは、どの程度なんですか。学生服をはじめ、中学生に入学するのに。私もちょっと中学生、過去の話なので分からないけれども、そういう話がありますので、いずれ詳しい話を聞いたら教育長のところにお尋ねしますけれども、やっぱり今、共稼ぎでも財政的に大変だという、まして、それに消費税プラス、国全体では良い方向に行っているんでしょうけれども、ただ、我々、田舎の体験とすれば、これが段々圧迫になってくる。我々、職業、漁業をやっている、消費税が8パーセント、10パーセントになれば、買うものの1割が消費税に持って行かれるわけですから、それくらいの負担というのは、ないなと。段々、投資意欲も抑えられてくるのかなという、そっちの方向で負の方向で考えていますけれども、いろいろな意味で、や

っぱりこれから大変、収入的には厳しい時代になってくるのかなと思いますので、是非、できるものは応援してやっていただければありがたいなと思っております。以上です。

◎ 委員長（谷口康之）

田中教育長。

◎ 教育長（田中健一）

最初にお話のあった電気のこと、金額の方、今、長谷川係長からもらったんですけれども、知内小学校の場合の4月の段階で、月の電気料が75万円ほど、それから、電気暖房入っていますので、冬期間で考えていくと、例えば2月であれば86万円、3月で79万円、比較するとして、夏場9月で15万円、暖房のお金がきっと高いのかなと思っていました。それはいいんですけれども、それでLEDの導入等々に関してのお話だと思いません。太陽光ですか。太陽光は考えていませんでした。前にも学校を造ったときにそういうお話があったんですけれども、そこまではこちらとして補助のことや経費のことで、当時、具体的に前に進めたことは記憶にないんですけれども、それらのことで、断念したというよりも設置はできないなという判断でいました。

それから、中学校の入学時の学校での支払い、これについては、具体的な資料がないんですけれども、確かに制服代はもちろんそうだし、カバンから何から教材費を考えると、かなりの額になると思いますので、学校から後で資料をいただいて、我々の方でも捉えてみます。小学校入学時と中学校入学時とついでに高校入学時も含めて見てみますので、資料としてうちの方で持っていきたいと思います。

◎ 委員長（谷口康之）

1番、西山委員。

◎ 1番（西山和夫）

学校建てるときにそういう検討はなかったということでありましてけれども、ただ、先ほど林の方で申し上げたように、生長不良木、育たない未熟な木、それを燃やして、ここにプールだとか、庁舎に暖房ということで、もう少し大きくして、知内小学校も近いわけですから、そっちの方にもバイオの中で暖房を手配できれば、太陽光、今は電気ということで、太陽光といたしましたけれども、暖房だけでもそっちの方を利用すれば、更に効果が上がるのかなという思いもあったものですから、それをプラスアルファすれば、大規模な設備も必要になってくるのかもしれないけど、ただ、方向性とすれば、その将来、今の状況ですと、原子力なかなかこれからどうなのかなという不安もありますし、環境に優しいエネルギーになってくると想定すれば、やっぱりそういう方向性も目指すべきなんだろうと思いますので、是非、太陽発電に限らず、バイオマスのエネルギーも含めて、更に検討していただければありがたいなと思います。

◎ 委員長（谷口康之）

そのほか質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

質疑がないようですから、これで歳出全般の質疑を終わります。

歳出全般の質疑に続いて、これから歳入質疑を行います。

歳入は一括して質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑がないようですから、これで歳入質疑を終わります。

これから決算全般にわたる総括質疑を行います。質疑はありませんか。

9番、森永委員。

◎ 9 番 (森永 勉)

歳入の部分でも質問して良かったのかなと思いますが、先ほどから話題になっています、話題とは失礼な言い方なのですが、不納欠損、あるいは、奨学資金、不納欠損という言葉が適切なのかなのか、この性格上。貸付けという性格、奨学資金という性格上、不納欠損という言葉が適切なのかなのか、疑問を持つわけでありますが、私はむしろ、償還猶予という言葉を使いたいくらいなんです。そんなことで、町長の執行方針の施策の実績について冒頭で謝罪しています。謝罪していますが、明らかに責任の分野は町民にあるのかなと。私はないと思っています。これは事務執行上の問題だろうと、このように理解しています。これは教育長もそのとおりであります。そんなことからいきますと、この文章だけの謝罪で町長はどのような理解をしているのか。その他に責任の取り方はいろいろとあろうかと思うのですが、もし、異論があれば、お答え願います。

◎ 委員長 (谷口康之)

大野町長。

◎ 町長 (大野幸孝)

今のご質問でありますけれども、行政のトップとしての責任の取り方ということであり、ます。今回、平成24年度で、今までずっと議会の決算審査特別委員会等で議会の皆様方から、そして、監査の方から滞納税の縮減をというお話をいただきました。そんなことから、私は以前に9番委員からの質問だったと思うんですけれども、今、渡島檜山の滞納整理機構が動いて、そして、うちが今、24年度に方針を固めてやったときに、これはもう自分でできるのであれば、そちらの方のという意見もいただいたと思っています。そんなことから、いろいろと今回、24年度から強制執行という方針に基づいてやらせていただいて、いろいろとご指摘をいただいたということは認識しております。それで、私はその行政のトップの責任の取り方というのを今、言われましたけれども、まず、今回、滞納者に対しての不利益があったのかなどうかということ、まず1つ、判断基準とさせていただきます。それから、2つ目として、代表監査の所見ということで、実はこれ今、時効完成ということで今回、不納欠損をさせていただいた案件について、これは1件1件監査をしていただいて、議会の方にもその内容について監査の方から報告書が上がっています。そんなことから私はその所見についても1つ、その判断の基準とさせていただきます。この報告によりますと、徴収事務手続として適正という、適正であったというご指摘をいただいておりますが、時効完成事案の処理についての不十分さということもご指摘をいただきました。その不十分さというのは、時効完成については、法的にやりますけれども、どうして、以前の部分も要するにやって来なかったんだろうと。平成24年度にまとめてどうしてやるんだという不十分さと私は認識させていただいております。ただ、それを24年度に不納欠損をしたとしても、これは法的に抵触することではないというふうに私は思っております。それはなぜかと言いますと、このままずっとこの状態を強制執行をやらない限り、もう滞納税額というのは、雪だるま式に要するに膨れあがっていくという1つの行政のトップとしての判断をさせていただきました。その段階で、必ず、強制執行、要するに処理をするにあたって、時効完成というのは、これは当然、事務処理として表面に出てくる案件であります。そんなことから、3月31日に議員の皆様方からいろいろご指摘をいただきましたけれども、私なりの全員協議会のときにもお話をさせていただきましたし、最終的に31件1,100万円の不納欠損、時効完成ということで要するに処理をさせていただいたところでもあります。そんなことから言いますと、いろいろと問題では、課題があったものの、これから、そのままズルズルと処理をしなければ、まだまだ要する

に問題が深刻化するんだというご指摘もいただきましたので、そんなことで、今回、事務
手続、それからいろいろと今まで取り組んでこなかった、そのことを深く反省をさせてい
ただいて、前段に謝罪を申し上げたということでご理解をしていただければと思います。
以上であります。

◎ 委員長（谷口康之）

9番、森永委員。

◎ 9番（森永 勉）

確かに処分をする、ある程度のけじめを付ける段階だったよということは理解していま
す。ここでなかったらなかなかできなかったのかなど。なぜ、今までの経過の中で、10
何年も、20年も時効の中断手続を取らなかったのかということに私は問題があるんだろ
うと。これはどこでもそうなんです。教育委員会の方はまた性質が違いますから、町税の
関係、これはもう中断をすべき案件がずっと続いてきていると私は理解しているんです。
前にも平成2年から云々という資料もいただいていますから、そんなことでいきますと、
事務的な町民にこれだけ損害を与えたということに対して、町長、文章だけの謝罪で結構
なんですか、他に考えることはないですかという私の町長に対する、私は温情だと思って
町長に言っているんですが、もし、間違ったらごめんなさい。これだけでいいのかなど。
町民に何で負担をかけるのかと。滞納者はこれは仕方ないですよ。時効を成立させちゃ
ったんですから、強制的に取ることはできません。それに対して町長の考えが文章に書い
ているとおりの心がどこにあるのかなど。本当に文章だけで町民に損害を与えたという責
任の分担といいますか、所在がないのかと、私はそれを質したいんです。これで私は責任
を取ったつもりですといたらそれで結構なんです。

◎ 委員長（谷口康之）

大野町長。

◎ 町長（大野幸孝）

今、町民の納税者の皆様方に損害をとという話だったと思いますけれども、確かにそうい
う捉え方があるんだと思います。適正にやっていけば、強制執行をやってきていけば、税
の私が今求めている税の公平ということになれば、きちんと押さえられるものも押さえ
てきたんだらうということでのご指摘だと思っています。ですから、その辺は私も今、不納
欠損として時効完成で落とすにあたって、いろいろと遡って、1件1件、調査をさせてい
ただきました。調査をさせていただきましたが、今、24年度、改めて方向を示し
た中で、それを遡ってやるとしてもこれはどうしても今の31件1、100万円について
は、強制執行ができないという、やろうとしてもできないという判断に立たせていただき
ました。そんなことから、確かに今、やらなかったことに対する反省もありますけれど
も、それを今までやらなかったことによる、そういう町民に対する損害というのは、私は
今、私の判断ではそういう不利益をとということとは生じていない案件だろうという判断をさ
せていただいたところであります。以上であります。

◎ 委員長（谷口康之）

4番、松井委員。

◎ 4番（松井盛泰）

どうも町長の言っていることが聞いていて、町民に不利益を与えなかった、これ以上、
与えたことはないでしょう。まず、この辺の認識が全く違う。今回、言わないつもりだっ
たんです。けれども、1、420万円、教育委員会の方を入れれば、今回で1、510万
円ですよ、不納欠損。1、510万円、当然もらえるものがもらえなかった。町の金です

よ。これで町民にどうして迷惑かけないの。これ以上迷惑かけたことないでしょう。これだけやっていたから監査委員の指摘事項の中でずっと読ませていただきました。議会の方にも反省せざるを得ないような部分もございましたが、中には特にですね、ほとんど滞納処分が行われない中で、時効完成に至っている。更には、適時適切に滞納処分や時効の中断手続が行われなかったことなどにより、時効完成に至った滞納税に不納欠損を行われないまま、永遠と次年度に繰り越してきたことが大きな原因だということです。これには裏がありますよ。けれども、それを放置したのは、あなた方なんです。町民でないんですよ。そういうことからですね、あなたの今回の実績の中で、一言、一行半、いかなる事情があったにせよ、事務処理の不十分であったこと、これを認めている。町民に深くお詫びをしたいと、これだけで終わっているんですよ。執行者としての責任の取り方というのはそれでいいんですかということ。私はそういう疑義を感じているんです。

◎ 委員長（谷口康之）

大野町長。

◎ 町長（大野幸孝）

ちょっと今、私の説明の中で、考え方で、説明に不足というか、ちょっと誤解を与えてしまったものもあろうかと思えますけれども、基本的にはそれはもう行政のトップとして、今までやってこられなかったものについては反省をしています。もう少し早い時期にこれをやることによって、住民の皆様方、先ほど言いました、税の公平を考えた場合に強制執行というのは、事務方のトップとしてやらなければならない案件でありますし、一担当としてもその辺はやらなければならないという意識はあります。ですから、その辺は一つ、判断に立って、24年度からその方針を定めさせていただいたということで、議員の皆様方、そして、町民の皆様方に私は説明を今、しているところであります。ですから、その説明のというか、その処分の取り方で今、議員の民様方からいろいろとご指摘がありますけれども、私は本当に今までのやってこなかったことに対しては、深く反省をしながらお詫びを申し上げたということでもあります。

◎ 委員長（谷口康之）

4番、松井委員。

◎ 4番（松井盛泰）

今までのそういうことで、今回、平成24年度で一つの区切りとして基準を作りましたよと。今までのことについて深く反省をすると。そこにけじめとして執行者として責任を何かの形で取らなかつたらならないでしょう。それを言っているんですよ。今までの部分については、ここに出ていて、これは当然、反省してもらわなければならないし、我々も議員としてのチェックが甘かった部分についても反省をすると。けれども、やっぱり事務方のトップ、執行者として、一行半のお詫びでいいんですかということなんですよ。

◎ 委員長（谷口康之）

大野町長。

◎ 町長（大野幸孝）

確かに今、文言から言ったら、一行半という形に捉えられてしまうことも致し方ないのかと思いますけれども、私は今までいろいろと議員協議会なりでお話させていただいて、そして、監査委員の意見等も踏まえた中で、これは議員の皆様方もその処理方法については、大筋理解をしていただいたと思っているところであります。そんな中で、然らば行政と今までのものを行政のトップとしての今、責任の取り方ということでもありますので、ただ、今、4番委員が言いましたように、処理をしたことについては、それは何もそれに対

して意見をいう話ではないと。その判断については誤りではないと。但し、今までそれをやってこなかったことに対する行政のトップとしての責任だというふうに今、理解をしています。私自身も。ただ、今、この中で一行なり一行半の文言だけで果たして、町民の皆様方に対しての行政のトップとしての考え方ということでもありますので、これについては、どういうふうな処理をすればいいのか、ちょっと今、この時点では思いつきませんが、然るべきといたしますか、この決算審査で私のある程度の考え方を示さなければ、認定という話にきつとなってこないんだろうと思いますけれども、少し時間をいただければと思います。

◎ 委員長（谷口康之）

伊藤議長。

◎ 議長（伊藤政博）

発言させてもらいます。今回の不納欠損の処分ですね、平成23年に議会として、滞納がどんどん増えていく中でですね、どうしたら徴収向上するかということで先進地視察をさせていただきました。それで、矢巾町へ行きまして、税務係長にも同行していただいて、いろいろとやってきたわけですね。調べてきました。そういうことで、24年度から強制執行もきちんとやるんだという方向で方針が変わりまして、実績も非常に上がってきているわけですが、如何せんそれまで積み残してきた滞納をどう処分するかということになるわけですが、今回、そういうことで、全部それを出してですね、時効分は全部出してキレイにしたいと。流れとしては、議員もみんな理解しているところです。ただ、今までなぜ滞納がどんどん繰り越してきたんだと、やるべきことをやってこなかったのではないかという疑問はもちろん持っています。我々もその辺少しチェックが甘かったのかなと、私自身も何回か議会で税には時効というものがあるんですよ、時効中断手続きを取っていますよねというお話はさせていただいておりますが、はっきりとそれで時効中断手続きをしていますかということの確認の発言はしませんでした。時効中断手続きをしなければ、時効が発生しますから、そういうことでちゃんとやりながらですね、徴収を頑張ってくださいという言い方しかしませんでしたので、今、その辺は非常に反省しているんですが、そういう状況があります。いずれにしても、今、1,100万円近い金額が時効という名目で不納欠損処分になるわけですから、これは完全に町の財産を失ったということでもありますから、やはりそういう経過になったということは、行政のトップとしてですね、責任を取らなければならないのは当然のことだと思います。町長は23年から就任したわけですから、それ以前のものが大多数ではありますけれども、やはり町長としてこの職務に就いた以上はですね、過去の責任も一緒に背負わなければならない立場にあると私は判断しておりますので、是非とも賢明な判断を自ら下すようお願いしたいと思います。これは議会の方からあせこうせと言われてやるようでは、本当に大きな問題になると思いますので、今、町長から答弁がありましたとおり、今回の定例会の中で少なくともそれなりの態度を表明していただきたいと思っています。以上です。

◎ 委員長（谷口康之）

大野町長。

◎ 町長（大野幸孝）

今、ちょっと前段で申し上げました。私の責任の取り方というのは、当然、行政のトップとして判断をすべきだと思っていますので、今定例会の中で、その考え方をお示しさせていただければと思います。以上です。

◎ 委員長（谷口康之）

そのほか質疑ございませんか。

暫時休憩を致します。再開は2時30分からです。

(休憩 午後 2時14分)

(再開 午後 2時30分)

◎ 委員長(谷口康之)

休憩を解きまして、再開を致します。

総括質疑を再開致します。

伊藤議長。

◎ 議長(伊藤政博)

ちょっとお尋ねします。少し心を落ち着けてから話します。2点ほどお尋ねしたいと思っています。まず、第1にこの実績報告書、町長のですね、第1に地場産業の振興によるまちづくりということをお話しています。町長よくお話しするんですけど、30年後の人口の動態を見ますと、知内が近隣町村と比べて、人口の減少が少ない。その大きな要因というのは、やはり一次産業がしっかりしているからだということにあります。現在、知内の人口が4,900人程度おりますが、そういう中で、一次産業これからもしっかりとした形で育成していかなければですね、本当に大変な時代になると思っていますので、町長が第1に地場産業の振興づくりということをお話されているのは、本当に妥当な判断だろうと思っていますが、農業・林業・漁業、それから、商工業・観光、いろいろな分野があります。農業の分野については、非常に順調そうに見えるけれども、その中に持っている潜在的な問題というのは非常に大きなものがありますし、漁業についてもやはりいろいろな問題が顕在化しております。それから、林業については、新たに再生するというところで、今、動き出したところでありますし、残念ながら商工業の振興というのは、非常に難しい状況になっています。その中でも何とか観光振興の中で活路を見いだしたいということで、今、活躍しているわけですが、そういう中で、町長の政策というのがいろいろ打ち出されてきているわけですが、町長はいつも4年の自分の任期の中で物事を判断していくんだということにありますから、そういう形で非常に短期的な問題点については、非常に素早く対応していただいております。ただ、産業振興ということをお話した場合に、少し長いスパンで政策を考えていかなければですね、なかなか着実なといいますか、力強い発展には繋がらないのではないかと感じています。そういう意味で、農業・漁業・林業、それぞれの分野です、いろいろな課題を先ほど申し上げましたけれども、それも実行のある政策展開をするためには、やはり現場の皆さんと意見交換を密にしながらですね、やっていかなければ、本当に実効のある政策というのは生まれてこないのではないのかなと感じています。例えば、24年度の政策の1つとして、新規就業者ですね、企業に就職した場合に、企業に対して補助金を出すという制度もありました。それから今回の補正で出されました、ふるさと創生に関して、新規の設備投資に対して、50万円の補助という制度もあります。どちらの制度に対してもですね、確かに制度自体としては素晴らしいと思うのですが、その金額が本当にそれぞれの企業にとって魅力のある金額なのか、町の補助金があるからやってみようかなという金額なのか、なかなかそういう意味では実効性が低いのではないのかなと感じております。同じことをやるのであれば、本当に実効性のある、そして、受け取る人方が喜んでやれるような、そういうふうな思い切った手立てが必要でないのかなと感じていますので、長期のビジョンによる政策展開、あるいは、実効的な政策の展開ということを私はいささか今の大野町政の中では疑問に思っている部分があるのですが、町長のご判断をお願い致します。

◎ 委員長（谷口康之）

大野町長。

◎ 町長（大野幸孝）

産業振興の振興を図るためには、長期スパンでの考え方もということのご指摘でありまして、今、いろいろと私は施策を展開させている中で、今、実効性のある施策にどうなんだろうというふうなご指摘でありました。ただですねこれ、いろいろと内部で検討するんです。というのは、こういうやっぱり施策をうちの将来を考えた場合に、必要でないのかなと、これは地域の皆様方の意見を聞いたり、私が今、将来目指そうという中で、ここの部分が欠けている部分がないのかということでのいろいろと内部での協議の中で新しい施策をと。それで、今、平成26年度の予算編成に向けてもその都度、その都度、こういうものが必要だというものについては、全て今、担当の方に下ろして、新しい予算付け、それから、方向性をということ今、指示をしていますけれども、ただ、今、ご指摘の今回の新規企業者の支援の中で、一応、限度額50万円ということを設定をさせていただきましたけれども、ただ、ご指摘のとおり、金額的に果たしてどうなのかというご指摘でありますけれども、これもいろいろと提案させていただくときに、室長の方から説明をしていますけれども、我々ももう少し大きな考え方でないのかということも、実は検討をしたところでもあります。ただ、1つ、新規企業ということだから、将来的にそれが町の経済に発展していくということであれば、もう少し思い切った町の支援ということだろうと思っていますので、その辺、ちょっと来年度の予算、これは継続してということもありますし、今の枠では本当に企業、新規の企業が増えてくるのか、その辺のちょっと見極めをさせていただきながら、大胆にというか、その辺、提案をしていきたいと思っておりますし、できるだけそういう実効性の上がる施策を展開できるように、地域の皆様方とのコミュニケーションを図っていきたいというふうに思っていますので、ご理解をさせていただきたいと思っておりますし、更なる議員の皆様方からも御提言をいただければと思いますので、よろしくお願い致します。以上です。

◎ 委員長（谷口康之）

伊藤議長。

◎ 議長（伊藤政博）

是非ともですね、現場の皆さんと意見交換をしながらですね、実効のある政策を展開していただきたいと思っております。

もう1点、お尋ねします。行財政改革についてであります。行政改革大綱、25年度に作るということが謳われておりますけれども、24年までにはなかなかそういうこともできませんでした。一方では、公債費負担適正化計画を着実に実行してきたということで、本当に全国で何番目という、非常に悪い数字がですね、現在16.3パーセントまで下がったと。非常に公債費適正化計画以上の進捗率も見せてきたわけでありまして。その中で、新たな行財政改革を進めていかなければならないわけですが、今までみたいな、ただ、引き締めるという改革だけではなく、やはりこれからの時代にあった行政のあり方ということは、当然その中に謳われてくるわけでありまして、今定例会の中でも若干、報告内容の中で議論がありました、スリーエスのあり方も含めてですね、アウトソーシングということも考えながらですね、行政の効率化ということも1つの課題としてあるんだろうと思っておりますけれども、今後、この行財政改革の大綱をですね、どのような考え方で作りあげていこうとしているのか、お尋ねします。

◎ 委員長（谷口康之）

大野町長。

◎ 町 長（大野幸孝）

基本的に今、新たな行政改革大綱というのは、現状の今、大綱を1つの要するに基礎とすることは当たり前だと思っています。それで、今、その大綱の中で、今後、いろいろと進める中で、どういう今、課題が出てきているか、これも当然検証をする必要があると思っています。それと、新たな行政ニーズということも中に入れて、そんな形でこれもですね、庁舎内だけではなくて、できれば、幅広いというか、当然、今までの大綱も行政主導でなくて、いろいろと委員の皆様方から意見も聞かせていただいて大綱を作っていますけれども、更にそういう意見集約ができる体制を作りながらですね、将来に向かっての行政改革大綱にできればなというふうに今、思っておりますので、ご理解をいただければと思います。以上です。

◎ 委員 長（谷口康之）

伊藤議長。

◎ 議 長（伊藤政博）

町長、皆さんの意見を聞きながらということでありましてけれども、むしろ、もっと町長としてはこういう方向でやりたいんだということを出してもらえたらいいなと思っています。今回、その部分は答弁入りません。後でまた次の機会にしたいと思います。

もう1点、非常に具体的な話になりますけれども、財政会計システムの導入の検討ということになっています。これがなかなか思うようにできなかった。25年度中にクラウドなどを使った形ということになっていますけれども、行政ではいろいろなシステムが入ってくるんですね。各町村でそれぞれ特殊性もあると思うのですが、何とか標準的な形のパソコンシステムといいますか、コンピュータシステム、町の行政を進めていく上で、そういうものがないものかどうか、それぞれの町でそれぞれの考え方、多分、ある程度の限られた会社の中から選んでやるんだろうと思うんですけれども、そういうものがないものかどうか、いつも改修費だとか、システム更新とか非常にお金がかかっているものですから、その辺、何とか合理的な形でできる方法というのは、1つの町村ではできませんけれども、全道の町村の中でそういうことを構築できないものかどうか、お尋ねします。

◎ 委員 長（谷口康之）

大野町長。

◎ 町 長（大野幸孝）

財務システムの今、導入ということは、ずっと私は言い続けてきております。それで、今年度、今、所管は財政・総務でやっておりますけれども、きちんと目標を定めているか、期限を定めてやろうと。もうそういうふうに議会の皆様方にも、そして、町民の皆様方にも説明をさせていただいていますし、私もずっと長い間、財政をやってきていて、今のシステムというのは、本当に効率が悪いということで、新たな取り組みとして提案をさせていただいています。それで、先般、実はもう進めようとしていまして、できれば、26年度に導入して、正式に27年度からということで、私は指示していますので、その関係です。先般、業者が来て、何かデモをしているということでもありますので、ちょっと室長の方からその内容について説明をさせてもらいたいと思います。

◎ 委員 長（谷口康之）

小田島政策室長。

◎ 総務企画課政策室長（小田島伸二）

只今の財務会計システムの導入につきまして、いろいろな会社、民間業者なんですけれ

ども、提案をいただいております。現実には札幌の業者から、8月にですね、担当者が見えまして、どのようなシステムであるかということを担当職員とデモを見学しております。基本的な方向と致しましては、過去は財務会計のシステムというのは、相当高いもので、例えば、10年前ですと、8千万円だとか、1億円に近いようなシステムが相当、大多数だったんですけれども、どんどんどんどん値段が下がってきておりまして、まして、今、議員ご指摘のとおりですね、いろいろな町の共通したシステムをなるべくみんなで安く使おうという方向性になってきておりまして、その中で、北海道のハープという組織がございまして、いろいろな扱っている民間業者が共同してですね、だいたい基本的に似たようなシステムを使うということがベースになってきています。ただ、若干のそれぞれの町に応じたカスタマイズということがあるにせよ、これまでの8千万円からみて相当安くなってきておりまして、なおかつ、その町それぞれにサーバーを持つことなしに、先ほどのどこかのご説明でも少し出てきましたけれども、クラウド化ということで、町ではサーバーを持たずに、通信回線を利用して、町は端末として利用するという方向性になってきています。それらの中で、今、いろいろな基本的には同じようなシステムなんですけれども、各社のデモをそれぞれ見学し、長所短所を見極めながら、一番安くて良いシステムを導入しようということで、今、準備を進めているところでございます。以上です。

◎ 委員長（谷口康之）

そのほか、質疑ございませんか。

質疑がないようですから、これで総括質疑を終わります。

暫時休憩を致します。

（ 休憩 午後 2時49分 ）

（ 再開 午後 2時50分 ）

◎ 委員長（谷口康之）

休憩を取り消しまして、再開を致します。

只今、町長より責任の取り方についての申し出がありましたので、町長の考えを述べさせていただきます。

大野町長。

◎ 町 長（大野幸孝）

先ほどの時効完成、税の部分、それから、奨学資金の処理の関係、いろいろと委員の皆様方から意見をいただきました。その中で、私は前段、今回の平成24年度の決算審査委員会の前段にあたって、私の行政のトップとしての考え方を説明をさせていただきましたけれども、いろいろと委員の皆様方から指摘をいただいたことを踏まえた中で、今回、滞納税、そして、奨学資金等、事務処理上の不十分さがあったものと考えさせていただいて、特別職の職員の給料の減額に関する特別措置の条例を今定例会に提案をさせていただいて、行政のトップとしての責任を果たしたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いを致します。以上です。

◎ 委員長（谷口康之）

それでは、これから討論を行います。

討論はありませんか。4番、松井委員。

◎ 4 番（松井盛泰）

いきなり反対討論でもよろしいですね。今回の決算については、最後の最後まで話題になりました不納欠損、一般会計並びに国保、さらには教育委員会、奨学資金等について、総額で1,500万円を超える不納欠損を起こしたということは前代未聞でございます。

これは執行者としてという責任の取り方をするにしても、この問題については、やはり議会として認めるわけにはいかないだろうというのが私の考え方でございます。よって、私は本案については反対するものでございます。

◎ 委員長（谷口康之）

次、どなたか。9番、森永委員。

◎ 9 番（森永 勉）

確かに本委員会ではありますが、不納欠損についていろいろと議論をさせていただきましたが、最終的には町長の考えを質した者と致しまして、今、町長からそれなりの考えが示されたわけでありまして。そんなことを踏まえまして、私も一議員として、今まで何回か決算やってきたのですが、なかなか時効の中断まで指摘してこなかった。先ほど議長も言っていました、そんな一議員として責任も感じております。そんなことで、今、町長のこれからの責任の取り方について、期待をするといえれば変な言い方なんです、それらを踏まえながらも、これは国保もありますが、本決算委員会、私は認定に賛成するものであります。

◎ 委員長（谷口康之）

あとございませんか。

討論がないようですから、討論を終わります。

これから認定第1号を採決します。この決算は、原案のとおり認定すべきものと決定することに賛成の方は、起立願います。

（ 起立少数 ）

起立少数です。したがって、認定第1号、平成24年度知内町一般会計歳入歳出決算については、認定しないことに決定しました。

● 認定第2号 平成24年度知内町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について

◎ 委員長（谷口康之）

次に日程第2、認定第2号、『平成24年度知内町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について』を議題とします。

監査委員の審査意見の説明を求めます。

村上代表監査委員。

◎ 監査委員（村上 壽）

監査委員の村上でございます。それでは、国民健康保険事業特別会計の審査の結果を報告させていただきます。20ページをご覧いただきたいと思いますが、よろしくお願い致します。

（1）決算規模でございます。平成24年度の国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の歳入総額は、6億7,379万6千円。歳出総額は6億6,949万円で、前年度対比では、歳入4.2パーセント、歳出では4.0パーセント、それぞれ減となっております。本年度の実質収支は、430万6千円の黒字となり、これから前年度実質収支を差し引いた単年度収支は、158万1千円の赤字であります。過去5カ年の歳入歳出決算状況については、表16のとおりでございますので、後ほどお目通しを願いたいと思います。

次に決算状況でございますけれども、①の歳入、②の歳出については、ご覧のとおりと

なっておりますので、後ほどお目通しをいただきまして、22ページの収納状況について、若干、述べさせていただきますので、それでは、22ページをお開きいただきたいと思います。収納状況でございますけれども、平成24年度における保険加入世帯、平均しまして815世帯で、平成25年3月末における町全世帯数は2,107世帯となっており、加入割合は38.7パーセントでございます。国民健康保険税における収納状況は、調定額が2億1,057万5千円に対し、収入額は1億6,855万2千円で、収納率は80.0パーセント、前年度は74.8パーセントとなっております。その内、現年分が、調定額1億6,244万4千円に対し、収入額が1億5,327万1千円で、収納率は94.4パーセント、前年度は95.8パーセントとなっており、滞納分は、調定額4,813万1千円に対し、収入額が1,528万1千円で収納率は31.7パーセント、前年度は14.7パーセントとなっております。現年度分の収入額が前年度と比較して1,507万円の増で、滞納分の収納額は前年度対比で786万1千円の増となっており、これは、納税相談や滞納者対策の強化等により増となったことが主な要因となっております。また、不納欠損処分額については、16件で671万3千円となっており、十分な財産調査等を行い、回収見込みを分類整理した中で、徴収困難であることが明らかなものについては、やむを得ないものと認められます。道内の景気回復は遅れております。納税環境の改善が見られない現状であるが、被保険者の高齢化、医療の高度化等による保険給付費の増加、その抑制に対処するため、特定健康診査をはじめとする保険事業等の推進や税負担の公平性の観点からも、保険料の収入未済額の督促、差押え等の滞納処分の強化などの対策をより図り、収入未済額の縮減に向け、引き続き、努力していただきたいと思います。以上でございます。

◎ 委員長（谷口康之）

監査委員の審査意見の説明が終わりました。

これから、監査委員の審査意見に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

伊藤議長。

◎ 議長（伊藤政博）

監査委員の22ページのですね、下から8行目です。不納欠損処分額については、16件で671万3千円となり、十分な財産調査を行い、回収見込みを分類整理した中で、徴収困難であることが明らかなものについては、やむを得ないものと認められるという表現がありますが、これだけを見ますと、16件の671万3千円は、それぞれ徴収困難だと理解されるんですが、この中に時効分というのはないんですか。あれば、時効になった分の金額をお知らせください。

◎ 委員長（谷口康之）

ちょっと暫時休憩致します。

（ 休憩 午後 3時02分 ）

（ 再開 午後 3時02分 ）

◎ 委員長（谷口康之）

休憩を取り消しまして、再開を致します。

村上監査委員。

◎ 代表監査委員（村上 壽）

後ほど資料配付しますので、ご覧になっていただければと思います。時効分も含まれておりますので、ご了承いただきたいと思います。

◎ 委員長（谷口康之）

資料を配付しますので、ちょっと時間をいただきたいと思います。
村上監査委員。

◎ 代表監査委員（村上 壽）

それでは、説明をさせていただきます。時効分とそれから、処分停止になった部分とに分かれていると思いますけれども、処分停止になった部分についてはですね、全体で合計で言います。9件の295万628円です。これは、今、やっているのは、国民健康保険だけでよろしいですか。それでは、国民健康保険だけで言いますけれども、4件の268万1,882円、これが処分停止して、今回の不納欠損になった部分、時効の部分は、12件の403万724円となっております。以上でございます。

◎ 委員長（谷口康之）

伊藤議長。

◎ 議長（伊藤政博）

時効分はもうこのとおりで動かしようがないのですが、そのほかに処分停止についてお尋ねするんですが、処分停止ということは、処分停止をかけてから、3年間確か経過しなければ、不納欠損に落とせないというふうに理解しているのですが、まず、それでよろしいですか。

◎ 委員長（谷口康之）

村上代表監査委員。

◎ 代表監査委員（村上 壽）

そのように理解しております。

◎ 委員長（谷口康之）

伊藤議長。

◎ 議長（伊藤政博）

268万円というのは、3年経過した分となりますね、逆に言うと、処分停止をかけて、まだ1年、2年目のものも当然あるんだろうと思いますが、その件数と金額は、如何なものか、分かりますか。

◎ 委員長（谷口康之）

村上代表監査委員。

◎ 代表監査委員（村上 壽）

まだ理解しておりませんので、担当の方からお答えしていただきたいと思います。

◎ 委員長（谷口康之）

手塚総務企画課長。

◎ 総務企画課長（手塚恵一）

ご説明致します。23年の3月に処分停止をした国民健康保険は、2件の99万ございます。それと24年の3月に処分停止しておりますのが、2件の44万円、それと25年の3月、これが11件で371万円、今、現在でございます。

◎ 委員長（谷口康之）

伊藤議長。

◎ 議長（伊藤政博）

この今、23年から25年に処分停止したもの、それぞれありますけれども、当然、これも処分停止したわけですから、徴収ということも行わないんでしょうし、当然、これが3年経つと、不納欠損に落ちていくというふうに理解してよろしいですか。

◎ 委員長（谷口康之）

手塚課長。

◎ 総務企画課長（手塚恵一）

説明致します。処分停止をした理由が改善されなければ、今、おっしゃるとおり、3年で不納欠損の方に回るということになります。

◎ 委員長（谷口康之）

1番、西山委員。

◎ 1番（西山和夫）

今、課長の方から処分停止のお話ありましたが、処分停止のほかにですね、失効停止後、即欠損ということで、地方自治法第15条の7の第1項、これ3年間停止しなくても、要するに明らかに回収不能と認めた場合、特別の事情を持った場合には、首長の判断で落とすことができるという項目もあるでしょう、その部分は一切ないということ、あくまでも、さっきの話であれば、処分停止と時効消滅、それだけの話だけれども、3年経過しなくても、膝行した場合、停止処分、失効して1年目でも落とすことができるということ。

◎ 委員長（谷口康之）

手塚課長。

◎ 総務企画課長（手塚恵一）

ご説明致します。確かにそういう制度ございますので、3年経過しないで落とすこともできます。ただ、今、現在、この中にそれが含まれているかどうかは、ちょっと把握しておりませんので、ちょっと時間をいただきたいと思います。

◎ 委員長（谷口康之）

そのほかありませんか。すぐ分かりますか。

手塚課長。

◎ 総務企画課長（手塚恵一）

ご説明致します。今、うちの方で処分停止をしている案件の中には、即落とせるような案件はないということでございます。

◎ 委員長（谷口康之）

そのほかございませんか。質疑がないようですから、監査委員の審査意見に対する質疑を終わります。

次に歳入歳出決算書に基づき、決算内容を歳入歳出一括説明を願います。

生活福祉課長。

◎ 生活福祉課長（大野 樹）

それでは、平成24年度知内町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算について、ご説明致します。

各会計の歳入歳出決算書の附表の見出しの1の7ページをお開きください。見出し1の7ページです。ここに決算の説明書があります。なお、実質収支等につきましては、監査委員等から説明がありましたので、省略させていただきます。

それでは、歳入から説明致します。①の収入額の1款国民健康保険税1億6,855万2千円から11款諸収入までの合計につきましては、6億7,379万6千円となっております。なお、不納欠損額につきましては、只今、監査委員からご指摘がありましたとおり、671万2千円となっております。

次に下の段の歳出の①支出済額の主なものを説明致します。2款の保険給付費4億4,

645万8千円、前年度対比3,817万9千円の減で、7.9パーセント下がっております。

次に3款後期高齢者支援金等につきましては、7,571万8千円で、前年度対比399万4千円の増で、5.2パーセント上がっております。

次に6款介護納付金が3,545万円の前年度対比234万円の増で、7.1パーセント上がっております。

歳出総額は、6億6,949万円となっております。なお、被保険者数につきましては、1,538人、前年度対比43名の減となっております。世帯数は815世帯であります。なお、24年度につきましては、税率の改正及び保険給付費の減少によりまして、基金の取崩しにつきましては、予定を大きく下回りまして、300万円の基金繰入で済んでおります。したがって、基金の残高につきましては、3,217万1千円となっております。以上で説明を終わらせていただきます。

◎ 委員長（谷口康之）

説明が終わったので、これから歳入歳出一括質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

4番、松井委員。

◎ 4番（松井盛泰）

先ほど一般会計のときにもお話ししましたが、今回の国民健康保険についても、相当額の不納欠損起こしております。これらについても一般会計と同じような考え方で、この案件については、認めるわけにはいかないと反対申し上げます。

◎ 委員長（谷口康之）

賛成討論ありませんか。

討論がないようですから、討論を終わります。

これから認定第2号を採決します。

この決算は原案のとおり認定すべきものと決定することに賛成の方は起立を願います。

（起立少数）

起立少数ですので、したがって、認定第2号、平成24年度知内町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算については、認定をしないものと決定致します。

● 認定第3号 平成24年度知内町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

◎ 委員長（谷口康之）

次に日程第3、認定第3号、『平成24年度知内町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について』を議題とします。

お諮り致します。監査委員の審査意見及び質疑は省略したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認め、そのように取り扱い致します。

次に歳入歳出決算書に基づき、決算内容を歳入歳出一括説明を願います。
建設水道課長。

◎ 建設水道課長（佐々木孝幸）

附表の9ページでございます。平成24年度知内町公共下水道事業特別会計決算について、ご説明致します。実質収支に関する調書につきましては、総括表で説明がございましたので、省略させていただきます。紺色の見出しナンバー1、附表9ページでございます。平成24年度公共下水道事業特別会計決算説明書、歳入につきましては、収入済額、歳出につきましては、支出済額でご説明致します。（1）歳入でございます。1款使用料及び手数料3,528万1千円、2款繰入金1億4,590万円、3款繰越金85万1千円、4款諸収入215万3千円、歳入合計1億8,418万5千円でございます。（2）歳出、1款総務費6,203万8千円、2款公債費1億2,187万3千円、歳出合計1億8,391万1千円でございます。以上で説明を終わります。よろしく願います。

◎ 委員長（谷口康之）

説明が終わりましたので、これから歳入歳出一括質疑を行います。
質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

討論がないようですから、討論を終わります。

これから認定第3号を採決します。この決算は、原案のとおり認定すべきものと決定することに賛成の方は、起立願います。

（ 起立多数 ）

起立多数です。したがって、認定第3号、平成24年度知内町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算については、認定すべきものと決定致しました。

● 認定第4号 平成24年度知内町農業集落排水施設整備事業特別会計歳入歳出決算認定について

◎ 委員長（谷口康之）

次に日程第4、認定第4号、『平成24年度知内町農業集落排水施設整備事業特別会計歳入歳出決算認定について』を議題にします。

お諮り致します。監査委員の審査意見及び質疑は省略したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認め、そのように取り扱い致します。

次に歳入歳出決算書に基づき、決算内容を歳入歳出一括説明を願います。

建設水道課長。

◎ 建設水道課長（佐々木孝幸）

附表の10ページでございます。平成24年度農業集落排水施設整備事業特別会計決算説明書に基づいてご説明致します。歳入につきましては、収入済額、歳出については、支出済額でご説明致します。（1）歳入、1款使用料及び手数料271万5千円、2款繰入

金4,050万円、3款繰越金48万5千円、歳入合計4,370万5千円でございます。
続きまして、歳出でございます。1款総務費737万1千円、2款公債費3,588万9千円、歳出合計4,326万円でございます。以上で説明を終わらせていただきます。
よろしくお願い致します。

◎ 委員長（谷口康之）

説明が終わりましたので、これから歳入歳出一括質疑を行います。
質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑がないようですから、質疑を終わります。
これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

討論がないようですから、討論を終わります。

これから認定第4号を採決します。この決算は、原案のとおり認定すべきものと決定することに賛成の方は、起立願います。

（ 起立多数 ）

したがって、認定第4号、平成24年度知内町農業集落排水施設整備事業特別会計歳入歳出決算については、認定すべきものと決定致しました。

● 認定第5号 平成24年度知内町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

◎ 委員長（谷口康之）

次に日程第5、認定第5号、『平成24年度知内町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について』を議題とします。

お諮り致します。監査委員の審査意見及び質疑は省略したいと思います。
ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認め、そのように取扱い致します。

次に歳入歳出決算書に基づく、決算内容歳入歳出一括説明を願います。
生活福祉課長。

◎ 生活福祉課長（大野 樹）

それでは、附表の見出し1の11ページをお開きください。介護保険特別会計歳入歳出決算について説明致します。なお、実質収支につきましては、省略をさせていただきます。

歳入の収入済額から説明致します。保険事業勘定1款の保険料7,233万9千円から9款諸収入までの歳入合計額は、4億4,847万3千円となっております。次に保険事業勘定と介護サービス事業勘定387万4千円の合わせまして、総合計は4億5,234万4千円でございます。

次に歳出の支出済額を説明致します。保険事業勘定の2款保険給付費につきましては、3億9,055万9千円で、前年度対比で1,021万3千円の増となっております。合計につきましては、4億1,873万8千円となっております。介護サービス事業勘定1款の諸支出金につきましては、387万4千円で、保険事業会計と合わせまして、4億2,261万2千円となっております。なお、保険料の改正等によりまして、24年度の基金残高につきましては、1,567万7千円で、前年度対比393万8千円の増となっております。

ります。以上で説明を終わらせていただきます。

◎ 委員長（谷口康之）

説明が終わったので、これから歳入歳出一括質疑を行います。
質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

討論がないようですから、討論を終わります。

これから認定第5号を採決します。

この決算は原案のとおり認定すべきものと決定することに賛成の方は起立願います。

（ 起立多数 ）

起立多数です。したがって、認定第5号、平成24年度知内町介護保険特別会計歳入歳出決算については、認定すべきものと決定しました。

● 認定第6号 平成24年度知内町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

◎ 委員長（谷口康之）

次に日程第6、認定第6号、『平成24年度知内町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について』を議題とします。

お諮りします。監査委員の審査意見及び質疑は省略したいと思います。
ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認め、そのように取り扱い致します。

次に歳入歳出決算書に基づき、決算内容を歳入歳出一括説明を願います。

生活福祉課長。

◎ 生活福祉課長（大野 樹）

それでは、決算書附表の12ページをお開き願いたいと思います。後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算について説明致します。なお、実質収支につきましては、省略致します。

歳入の収入済額から説明致します。1款の後期高齢者医療保険料につきましては、3,400万3千円、3款の繰入金につきましては、2,412万円、4款繰越金、105万9千円、6款広域連合支出金を含めた歳入合計額が5,925万7千円となっております。

次に歳出の支出済額を説明致します。1款の総務費につきましては、212万2千円、2款の後期高齢者医療広域連合納付金が5,559万3千円で、前年度対比725万5千円の増となっております。これにつきましては、保険料の改正に伴うものであります。3款諸支出金につきましては105万9千円で、合計額は5,877万7千円となっております。以上で説明を終わらせていただきます。

◎ 委員長（谷口康之）

説明が終わりましたので、これから歳入歳出一括質疑を行います。
質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

討論がないようですから、討論を終わります。

これから認定第6号を採決します。

この決算は原案のとおり認定すべきものと決定することに賛成の方は、起立願います。

(起立多数)

起立多数です。したがって、認定第6号、平成24年度知内町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算については、認定すべきものと決定しました。

● 認定第7号 平成24年度知内町水道事業会計剰余金の処分及び決算認定について

◎ 委員長 (谷口康之)

次に日程第7、認定第7号『平成24年度知内町水道事業会計剰余金の処分及び決算認定について』を議題とします。

監査委員の審査意見の説明を求めます。

村上代表監査委員。

◎ 代表監査委員 (村上 壽)

平成24年度知内町水道事業会計の決算審査意見書について報告致します。

同会計につきましては、一般会計に準じて審査を実施致しましたので、1から4につきましては省略させていただきます。後ほど、お目通しをしていただきたいと思います。

それでは、30ページから説明をさせていただきます。5の審査意見、(1)収益的収入及び支出の状況は、表1のとおりで、平成24年度の収入総額は、消費税抜きで1億5,604万2千円で、前年度対比で3,511万2千円、29.0パーセントの増、支出総額は、消費税抜きで1億2,202万1千円で、前年度対比で3,399万8千円、38.6パーセントの増となっており、純収益は3,402万1千円となり、前年度対比では、111万4千円、3.4パーセントの増となりました。事業収益・事業費用の主な要因につきましては、説明を省略させていただきますので、後ほど、お目通しをしていただきたいと思います。

それでは、次に表2の資本的収入及び支出の状況でございますが、資本的収入は消費税込みで621万2千円、前年度98万円で、前年度対比で523万2千円、533.9パーセントの増となっております。支出については、消費税込みで6,903万3千円、前年度4,804万4千円で、前年度対比では2,098万9千円、43.7パーセントの増となっており、差引不足額6,282万1千円につきましては、過年度損益勘定留保資金で5,595万9千円及び減債積立金686万2千円により補てんしたものでございます。

次に(3)水道料金等滞納の状況でございますけれども、平成24年度末の水道料金等滞納状況は、表5のとおりとなっております。水道料金滞納につきましては、計画的に分納方式を取っているとともに、戸別徴収に鋭意努力しているものの、平成24年度末の滞納件数で258件、金額で145万7千円であり、前年度件数262件、金額120万2千円に対し、件数では4件の減、金額では25万5千円の増となっております。なお、閉栓手数料は8件で1万6千円となっております、これは3月で会計閉鎖をしている関係上、口

座振替、また、個人納付が翌月入金となるものが主なもので、実質的には一時的な減少であります。

次に（４）未払金、（５）預貯金等につきましては、記載のとおりとなっておりますので、後ほど、お目通しをいただき、（６）企業債の平成２４年度当初末償還残高は、１億７８７万３千円で、そのうち当年度償還額が６８６万２千円で、２４年度末未償還残高は、１億１０１万１千円となっております。以上のことから、水道料金の滞納額が前年度対比で２５万５千円の増となっているが、引き続き、コストの縮減に取り組み、経営の効率化に努め、現行の水道料金水準を維持しながら、安全で安心できる水道水の供給に取り組まれるよう、一層、望むものでございます。以上でございます。

◎ 委員長（谷口康之）

監査委員の審査意見の説明が終わりました。

これから、監査委員の審査意見に対する質疑を行います。

（「なし」の声あり）

質疑がないようですから、監査委員の審査意見に対する質疑を終わります。

次に決算書並びに主要施策事業等説明資料の１５ページに基づき、その内容について、収入支出一括説明を願います。

建設水道課長。

◎ 建設水道課長（佐々木孝幸）

水道会計の説明をさせていただきます。紺色の見出しの８番、水道の１ページをお開きください。主要施策につきましては、決算書の後に説明させていただきますので、先に決算額の説明をさせていただきます。それでは、水道の１でございます。収入支出も決算額でご説明致します。平成２４年度知内町水道事業決算報告書、１収益的収入及び支出。収入でございます。第１款水道事業収益１億６，１７３万２，８２７円、内訳は第１項営業収益１億２，０１５万５，６７４円、第２項営業外収益４，１５７万７，１５３円でございます。

支出でございます。第１款水道事業費用１億２，４５８万１，３１２円、内訳は第１項営業費用として１億１，９０５万１，１５１円、第２項営業外費用として５５３万１６１円でございます。

次のページ、水道２をお開きください。資本的収入及び支出で、まず、収入でございます。第１款資本的収入、決算額６２１万１，５００円、内訳は第１項工事負担金で５７０万１，５００円、第２項他会計補助金５１万円となっております。

次に支出でございます。第１款資本的支出の決算額６，９０３万２，７００円、第１項建設改良費として６，２１７万３０９円、第２項企業債償還金６８６万２，３９１円でございます。資本的収入額が資本的支出額に不足する額６，２８２万１，２００円が過年度損益勘定留保資金５，５９５万８，８０９円及び減債積立金６８６万２，３９１円で補てん致しました。

次のページをお開きください。平成２４年度知内町水道事業損益計算書でございます。１の営業収益で（１）の給水収益から（３）の他の営業費用まで、合計で１億１，４４６万６，５４１円、２営業費用は、（１）の原水及び浄水費から（５）の資産減耗費まで合わせまして、１億１，６４９万６９６円、３営業外収益は、（１）の受取利息及び配当金から（３）の雑収益まで合わせまして４，１５７万５，５６３円、（４）営業外費用は（１）支払利息、（２）雑支出合わせて５５３万１６１円、経常利益は、３，４０２万１，２４７円でございます。当年度の純利益は３，２０２万１，２４７円、前年度繰越利益剰余金

19万9,751円、合わせまして当年度の未処分利益剰余金3,422万998円となっております。

次のページ、水道の4でございます。別表第12号は説明を省略させていただきまして、その下、別表第13号でございます。平成24年度知内町水道事業剰余金処分計算書(案)でございます。当年度末の残高として、未処分利益剰余金は3,422万998円でございます。このうち3,400万円を建設改良積立金に積み立てさせていただき、残り22万998円を繰越利益剰余金として処分させていただきたく、お願いするものでございます。よろしくお願い致します。

次のページ、水道5をお開きください。平成24年度知内町水道事業貸借対照表で、まず、資産の分部でございます。(1)の有形固定資産から(3)の投資まで合わせて固定資産の合計が2の流動資産で、合計が17億8,179万7,252円でございます。2の流動資産で、(1)の現金・預金等から(5)の貸付金まで合わせまして、流動資産の合計が2億2,845万5,245円でございます。固定資産と流動資産を合わせた資産合計が20億1,025万2,497円でございます。次に負債の部でございます。4の流動負債です。(1)の預り金から(4)の預り金補償まで合わせまして、流動負債合計が189万6,604円、負債合計で189万6,604円となっております。資本の部で5の資本金でございます。(1)の自己資本金、(2)の借入資本金の資本金合計が3億7,954万6,040円でございます。6の剰余金と致しまして、(1)の資本剰余金と(2)利益剰余金を合わせまして、剰余金合計16億2,880万9,853円でございます。5の資本金と6の剰余金を合わせた資本合計が20億835万5,893円、負債資本合計が20億1,025万2,497万円となっております。なお、6ページ以降の事業報告から12ページまでの企業債明細につきましては、説明を省略させていただきます。

続きまして、昨年度の主要施策の説明をさせていただきます。説明資料赤い見出しの4でございます。赤い見出しの4の15ページをお開きください。平成24年度主要施策事業等説明資料、水道事業会計でございます。1款資本的支出、1項建設改良費、1目上水施設改良費で元町浄水場中央監視室改修工事ほか3件を4,011万円で実施してございます。2目配水施設改良費では、小谷石の配水管更新工事2件合わせまして、304万5千円で実施しております。3目営業設備費では、検満メーターの取替賃金とメーター費合わせて1,331万4千円で実施してございます。4目消火栓設置費では、移設工事1箇所、更新工事5箇所を570万2千円で実施してございます。以上、水道会計決算の説明を終わらせていただきます。よろしくお願い致します。

◎ 委員長(谷口康之)

説明が終わったので、これから収入支出一括質疑を行います。

質疑はありませんか。

1番、西山委員。

◎ 1番(西山和夫)

水道ということで、消火栓も水道の部分に入ると思うんですけど、防火水槽、メーター付いていないということでもありますけれども、それは無水という部類に入ってくるんだろうと思いますけれども、そこにメーターを付けるわけにいかないんですか。やっぱり有効水量どの程度なのか、もうそろそろはつきりさせて、漏れているもの、また、使ったもの、それぞれ色分けした中で、どれだけ最終的に効率的に運営されているのかという、数字、正確なところ、もう少し詰めてやる必要があるだろうと思うんですけども、その他にも

もし、何かあるのであれば、それらも詰めて、もう少し正確な有効水率を確約するべきだと思うんですけども、その辺、どうですか。

◎ 委員長（谷口康之）

建設水道課長。

◎ 建設水道課長（佐々木孝幸）

防火水槽にメーターを付けるにあたりましては、差ほど障害はないと思うのですが、実際、消防等確認しますと、例えば、消火に使う水量については、防火水槽40トンなのですが、その40トンで概ね足りるというふうに聞いております。ですから、当初、防火水槽に40トン水を入れて、あと、最大限火災が発生したときには、40トン程度みれば、正確じゃないにしてもかなり全体の中でいけば、わずかの数字になろうかと思いますが、ほぼ正確な数字はおさえきれのかなというふうに考えておまして、現在は、まだメーターの設置等については考えてございませんでした。

◎ 委員長（谷口康之）

1番、西山委員。

◎ 1番（西山和夫）

40トンの中で、40トンで収まればいいけれども、収まらないと、どうしても水出すわけですから、その換算まで果たしてどうなのかということもありますし、小谷石、別ですけども、一度、漏水が発見されたということで、いろいろ修復をしたところでありまして、そういうデータのものをおさえておけば、使っているものを正確に抑おさえておけば、まだまだどの程度、漏れているのかという、見定めもできるだろうと思えますし、探す方も安易なのかなという、もう少し的確に、まだ漏れている箇所あるよということで今日で終わるところを、2・3日、またいろいろな箇所を手当するということが可能だと思うんですけども、それらについて。

◎ 委員長（谷口康之）

建設水道課長。

◎ 建設水道課長（佐々木孝幸）

まず、防火水槽に関してのいわゆる漏水だとか不明水に関しては、現在はないと思っています。それで、あと今、実質有効率80パーセントちょっとですから、不明水がおおよそ2割くらい、まだまだ大きな数字になります。ですから、これにつきましては、更新工事等々進めていきながら改善していくんですが、1年に2度ほどはですね、夜間も調査をしながら大きな原因の特定について努めてまいりたいと思います。ただ、いわゆる本当に火災時にどの程度の水量を使ったかということについては、火災時の防火水槽の使い方を見れば、配水管からずっと吸水しっ放しというようなこともありますので、設置にあたっての問題点とかですね、有利なところ、もう少し検討が必要だなと思いますので、水道課内部でいろいろと協議をしてみたいなと思います。

◎ 委員長（谷口康之）

1番、西山委員。

◎ 1番（西山和夫）

なぜ、カウントできない水を気にするかといえば、前に一度、課長にお話した経緯があります。確か有効水率99パーセントだという思いがあったんですけども、まだ下がるかもしれません。ただ、90パーセント以上、東京では確保して、夜間に専用の要するに調査をする人を張り付けて監視している。それを減らすことによって、地下に漏れいする水、要するに陥没だとかいろいろ事故が発生するわけですね、ましてや、管の更新が間

に合わなくて劣化した部分というのは特にそういう事故が多く発生するということで、それら東京は恐れるわけですよ、交通渋滞等を考えて。やっぱり田舎と言えども、そうした漏水がどこかで発生しているということになれば、最悪地下の地盤沈下等にもつながるんだろし、それらを防ぐためにもやっぱり極力把握できるものは把握して、あと、探すものは探すという努力が必要だと思うんですけども、その辺の考え方について、もう一度、お尋ねして終わります。

◎ 委員長（谷口康之）

建設水道課長。

◎ 建設水道課長（佐々木孝幸）

委員おっしゃるとおり、事故の原因につきましては、水道管からの漏水というのは、確かに多いということです。ですから、私ども事故、また水道の経営効率を考えるためにも、引き続きですね、不明水対策に努めてまいりたいと思っております。以上でございます。

◎ 委員長（谷口康之）

そのほか質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

討論がないようですから、討論を終わります。

これから認定第7号を採決します。この決算は原案のとおり認定すべきものと決定することに賛成の方は起立願います。

（ 起立多数 ）

起立多数です。したがって、認定第7号、平成24年度知内町水道事業会計剰余金の処分及び決算については、認定すべきものと決定しました。

● 閉会宣言

◎ 委員長（谷口康之）

これで本委員会に付託された案件は全て終了しました。

会議を閉じます。

平成24年度知内町各会計決算審査特別委員会を閉会します。

委員会の皆様には、2日間にわたる熱心なご審議をいただきました。

特別にご協力をいただき、誠にありがとうございました。

なお、この後、議員控室において審査意見の取りまとめを行いますので、委員の皆様、よろしくお願ひ致します。以上でございます。どうもありがとうございました。

（ 午後 3時37分 ）